

附則

(実施時期)

第1条 この約款は、平成24年9月21日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

第2条 この約款実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間（以下この附則第2条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第2条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定によるほか、この約款実施の際現に、留守番伝言機能の提供を受けている契約者回線について、この約款実施の日から平成24年11月30日までの間、特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
- 3 前2項の規定に関わらず、この約款実施の日から平成24年11月30日までの間は、その料金月において、特定オプション機能の全ての提供を受けている場合に限り、前2項の取扱いを行います。
- 4 当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
 - (1) LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
 - (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。
- 5 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第3項に規定する条件を満たす場合に限ります。）。	その事由が生じた日を含む料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
2 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第3項に規定する条件を満たす場合を除きます。）。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
3 平成24年12月1日以降に前項の各号に該当することとなったとき。	その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

第3条 この約款実施の日から平成24年12月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプ

ション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 3 条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 3 条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
 - (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。
- 2 当社は、その契約者回線について、テザリングオプション機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- 3 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリングオプション機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
- 4 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。
（データ通信料の支払いに関する経過措置）

第 4 条 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用	ア 当社は、この約款実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間（以下この附則第 4 条において「申出対象期間」といいます。）に、LTE 契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し 24 料金月の間（以下この附則第 4 条において「控除対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）の適用について、同(3)のアに定める定額料に代えて、税抜額 5,200 円を適用する取扱い（以下この附則第 4 条において「本減額適用」といいます。）を行います。	
	適用条件	(ア) 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。 (イ) 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。
	料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合 (イ) 適用条件(イ)を満たす場合
		特定データ通信定額制の適用を開始した料金月 本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月

	イ 当社は、その契約者回線について次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。 （ア） 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。 （イ） 新たな端末設備の購入があったとき。					
	ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。</td> <td>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用の適用	1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。	2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。
区分	本減額適用の適用					
1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。					
2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。					

（料金等の支払いに関する経過措置）

第5条 この約款実施の日から平成24年11月30日までの間に、LTE契約（定期LTE契約に限ります。以下この条において同じとします。）の申込みがあり、そのLTEサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第5条において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）の2に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。）について、1の料金月ごとに税抜額934円（基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
- （1） その申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたものであること。
 - （2） そのLTE契約の申込みの際し、別記2（11）に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
 - （3） そのLTE契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 - （4） そのLTE契約の申込みと同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

3 当社は、第1項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第1項の規定に関わらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
- (3) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用の廃止があったとき。

附則（OCT営発第121001号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第121010号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第121015号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第121025号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月25日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第121101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 121102 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 2 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間（以下この附則において「購入対象期間」といいます。）に、LTE 契約者（LTE 契約を締結しようとする者であって、その LTE 契約の申込みに当たって、別記 2 (11) に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望するものを除きます。）が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE プランを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日を含む料金月（以下この附則において「購入月」といいます。）の翌料金月から起算し 12 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

- (1) この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。
- (2) その末日において、その契約者回線に係る LTE サービスの利用の一時休止（タイプ II に限ります。）を行っている料金月。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 467 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
----	-----

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 121113 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 13 日から実施します。

（LTEサービスの利用の一時休止に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりLTEサービスの利用の一時休止を行っている契約者回線については、この改正規定実施の日において、LTEサービスの利用の一時休止（タイプⅠ）を行っているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 附則第5条第1項の後に 次のように加えます。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 5 附則第5条第3項及びOCT 営発第 121102 号の附則第3項における「LTEサービスの利用の一時休止」を「LTEサービスの利用の一時休止（タイプⅠに限ります。）」にそれぞれ改めます。

- 6 OCT 営発第 121102 号の附則第2項のただし書きを次のように改めます。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

（1） 当社のWIN約款に定めるOCT 営発第 100209 号の附則第2項、OCT 営発第 110128 号の附則第2項又はOCT 営発第 120118 号の附則第3項の適用を受ける料金月。

（2） その末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っている料金月。

附則（OCT 営発第 121115 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 121128 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 28 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 121130 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 30 日から実施します。
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、LTE 契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tab を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第 5 項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（LTE フラット for DATA を選択している契約者回線について、LTE for Tab を選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 5 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
 - (1) LTE 契約の解除があったとき。
 - (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
 - (4) LTE for Tab 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
 - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
 - (6) この約款の附則に定める複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき (前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本

除きます。)	減額適用の対象とします。
--------	--------------

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tabの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の日から平成25年12月31日までの間、LTEシングルの契約者回線（料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がLTEダブル定額 for Tabのものに限ります。）の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信（海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びにKDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る累計課金対象データ量が512,000バイト（500キロバイトといいます。）未満の場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の日から平成25年12月31日までの間、LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

基本使用料の料金種別	本減額適用の適用
	税抜額
LTEダブル定額 for Tab	0円から200円までの部分

- 8 データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
- 9 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、第7項に規定する支払いを要しない額を日割りします。
- 10 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 11 LTEダブル定額 for Tabの契約者回線に係るデータ通信料の適用における、契約者回線に係るデータ通信に関する料金の月間累計額については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(8)の規定のほか、本割引を適用した後の額とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 13 OCT営発第121102号の附則第3項を、次のように改めます。

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) 契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

14 OCT 営発第 121102 号の附則第 4 項を第 6 項に改め、第 3 項の次に、次のように加えます。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月における LTE プランの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

附則（OCT 営発第 121201 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改定規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 別記 2 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。 (2) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
------	---

	(3) 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。	
控除額	(1) (2)以外の場合	税抜額 934 円
	(2) そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第121207号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年12月7日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改定規定実施の日から平成 25 年 1 月 21 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

(1) 適用条件

ア	別記 2 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
イ	当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ	基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。

(2) 控除額

区分	本減額適用の適用
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使

用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 7 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間に、LTE契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tabを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第11項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（LTEフラット for DATAを選択している契約者回線について、LTE for Tabを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して24料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第11項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限りません。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

- 8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
- (1) LTE契約の解除があったとき。
 - (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (4) LTE for Tab以外の料金種別の適用の開始があったとき。
 - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
 - (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

- 9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 10 第7項の規定により本減額適用を開始した場合又は第8項の規定により本減額適用を廃

止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第7項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第7項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tabの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

11 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

12 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第15項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第15項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

13 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

14 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

15 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

16 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用I	ア この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間（以下この附則第16項までにおいて「申出対象期間」といいます。）に、LTE契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第16項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い（以下この附則第16項までにおいて
--	--

「本減額適用」といいます。)を行います。		
適用条件	(ア) 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。 (イ) 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。	
料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月
<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		
区分		本減額適用の適用
1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。		特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます)。		新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

17 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130115 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130122 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 22 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第 2 項において「本減額適用 I」といいます。）とは、平成 25 年 1 月 22 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間（以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。）に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、その LTE サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。</p> <p>ただし、この約款又は当社の WIN 約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p>	
	料金月	<p>本減額適用 I の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「適用開始月 I」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p>
	適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別が LTE プラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン S、電話カケ放題プラン (CP)、LTE プラン (V)、電話カケ放題プラン (V) 又は電話カケ放題プラン S (V) であること。</p>
	控除額	<p>税抜額 934 円</p>
<p>イ 本減額適用 I は、LTE デュアルの契約者回線であって、その契約者（その LTE 契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としします。）が学生（次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第 9 条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。）をいいます。以下同じとしします。）であるものに限り、申し出ることができます。</p> <p>(ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの。</p> <p>(イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の国公立の学校又は</p>		

学校教育法第 124 条若しくは第 134 条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他の LTE 契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第 2 項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 1 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していた au 契約に係る WIN 契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI 株式会社との間で締結している若しくは締結していた LTE 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 3 に定める申出を KDDI 株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI 株式会社との間で締結している若しくは締結していた au 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 4 に定める申出を KDDI 株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用 I の申出又は(2)欄に定める本減額適用 II の申出
2	当社の WIN 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI 株式会社の LTE 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI 株式会社の WIN 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ 当社は、本減額適用 I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める 36 料金月が経過する前であっても、本減額適用 I を廃止します。

(ア) LTE サービス利用権の譲渡があったとき。

- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用 I を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

カ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用 I を適用します。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月 I（アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</p> </div>
-----	---

ク 本減額適用 I の申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

ケ 契約者は、本減額適用 I の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾してい

	たきます。												
(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。</p> <p>ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>料金月</td> <td>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td> <p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランS、電話カケ放題プラン（CP）、LTEプラン（V）、電話カケ放題プラン（V）又は電話カケ放題プランS（V）であること。</p> </td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>税抜額 934円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、アに定めるLTE契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはWIN契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本減額適用Ⅰの申出</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td> </tr> </tbody> </table>	料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。	適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランS、電話カケ放題プラン（CP）、LTEプラン（V）、電話カケ放題プラン（V）又は電話カケ放題プランS（V）であること。</p>	控除額	税抜額 934円	区分	申出	1	本減額適用Ⅰの申出	2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。												
適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランS、電話カケ放題プラン（CP）、LTEプラン（V）、電話カケ放題プラン（V）又は電話カケ放題プランS（V）であること。</p>												
控除額	税抜額 934円												
区分	申出												
1	本減額適用Ⅰの申出												
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出												

3	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。
- (エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱ廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡

		承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
	2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
	<p>カ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>キ 当社は、当社のWIN約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。</p>	
	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのau契約の申込みに当たって、当社のWIN約款別記3（11）に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36 料金月とします。）から除いた月数</p>
	<p>ク 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ケ 契約者は、本減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	

3 この改定規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 7 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 6 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則

第7項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、前項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受ける料金月においては、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
イ	当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ	基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合又は第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第3項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

8 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購	ア この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、L
----------	---------------------------------

<p>入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ</p>	<p>TE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第8項において「減額対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い（以下この附則第8項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月においては、この限りではありません。</p>						
<p>適用条件</p>	<p>（ア）当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備を購入を伴うこと。 （イ）特定データ通信定額制の申込みをすること。</p>						
<p>料金月</p>	<p>特定データ通信定額制の適用を開始した料金月</p>						
<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>（ア）特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。 （イ）新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1211 960 1243">区分</th> <th data-bbox="973 1211 1449 1243">本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1249 960 1400">1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="973 1249 1449 1400">特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1406 960 1572">2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。</td> <td data-bbox="973 1406 1449 1572">新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用の適用	1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。	2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。	
区分	本減額適用の適用						
1 イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。						
2 イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。						

（料金等の支払に関する経過措置）

9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

10 OCT 営発 130101 号の附則第 2 項中「この改定規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に」を「この改定規定実施の日から平成 25 年 1 月 21 日までの間に」に改めます。

11 OCT 営発 130101 号の附則第 16 項の表中「特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用」を「特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ」に、同項のア中「控除対象期間」を

「減額対象期間」に、同項のイ中「控除対象期間内」を「減額対象期間内」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 当発第 130130 号）

この改正規定は、平成 25 年 1 月 30 日から実施します。

附則（OCT 当発第 130201 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 8 日までの間に、LTE 契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tab を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第 5 項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（LTE フラット for DATA を選択している契約者回線について、LTE for Tab を選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE for Tab 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2) 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき	新たな端末設備の購入があった日を含む料

(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
--------------------------	---------------------------------

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Ta bの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第10項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第10項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
- (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

- 8 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- 9 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

- 10 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。

(通話料の支払いに関する経過措置)

- 11 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、料金表第1表第2（通話料）1（適用）の(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用I（以下この附則第12項までにおいて「au通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、au通話定額24に係る定額料の減免適用（au通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して2料金月の間、この約款の規定に関わらず、au通話定額24に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第12項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款の附則に定めるau通話定額24に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

12 当社は、その契約者回線について、au通話定額24の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

13 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用I</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、LTE契約者(次表に定める適用条件を満たす者に限り)からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第13項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、そのLTEサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い(以下この附則第13項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月(この約款の附則に定めるMNPを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。)については、この限りではありません。</p>	
<p>適用条件</p>	<p>(ア) この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。</p> <p>(イ) 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。</p>	
<p>料金月</p>	<p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p>	<p>特定データ通信定額制の適用を開始した料金月</p>
	<p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合((ウ)に該当する場合を除きます。)</p>	<p>本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p>
	<p>(ウ) 適用条件(イ)を満たす場合(その契約者回線について、平成24年9月21日から実施の附則第4条に規定する</p>	<p>本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月</p>

		<p>特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成25年1月1日から実施の附則第16項に規定する特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Iを受けている場合に限ります。）</p>	
<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>			
		<p>区分</p>	<p>本減額適用の適用</p>
<p>1</p>		<p>イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2</p>		<p>イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)</p>	<p>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>

(料金等の支払いに関する経過措置)

14 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

15 OCT 営発第 121102 号の附則第 2 項のただし書き(1)について、次のように改めます。

(1) この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月。

附則 (OCT 営発第 130213 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 13 日から実施します。

(手続きに関する料金の経過措置)

2 この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了していない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(前項に定めるものを除きます。)については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130215 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130301 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130308 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 8 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130315 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130320 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 130401 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 5 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 5 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

(2) この約款若しくは当社の W I N 約款の附則又は K D D I 株式会社の L T E 約款若しくは W I N 約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

3 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

4 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

5 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引）

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき適用されている次表に掲げる取扱いは、この改正規定実施の日においてその適用を廃止する申出があったものとして取り扱います。

料金表第 1 表（au（LTE）通信サービスに関する料金）第 2（通話料）1（適用） （25）「特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引」

（回線群等に関する経過措置）

8 当社の W I N 約款に定める O C T 営発第 130401 号の附則第 6 項の規定は、同第 6 項に定める旧回線等が属するこの約款に定める回線群等に係る料金その他の取扱いにおいて準用します。

9 当社の W I N 約款に定める O C T 営発第 130401 号の附則第 7 項の規定は、同第 7 項に定める旧回線を指定することにより適用されているこの約款に定める料金その他の取扱いにおいて準用します。

附則（O C T 営発第 130416 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 16 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 130425 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（OCT 営発第 130501 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、海外ローミング機能におけるミャンマー連邦共和国に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。
（払込取扱票の発行等に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記 2（3）の A に定める請求があったものとみなして取り扱います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとします。
（その他）
- 4 OCT 営発 130122 号の附則第 2 項（2）の A 及び第 3 項（1）の A 中「別記 2（10）」を「別記 2（11）」に改めます。

附則（OCT 営発第 130509 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 9 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、LTE 契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Ta b を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第 5 項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありませ

ん。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE for Tab 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2) 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月における LTE for Tab の基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

8 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 4 条のウ、OCT 営発第 130101 号の附則第 16 項のウ、OCT 営発第 130122 号の附則第 8 項のウ及び OCT 営発第 130201 号の附則第 13 項のウを、それぞれ次のように改めます。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、

	本減額適用の対象とします。
2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。

9 OCT 営発第 130201 号の附則第 13 項のア中料金月の欄を、次のように改めます。

料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合 (ウ)に該当する場合を除きます。)	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月
	(ウ) 適用条件(イ)を満たす場合 (その契約者回線について、平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 4 条に規定する特定端末設備の購入に伴う LTE フラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 16 項に規定する特定端末設備の購入に伴う LTE フラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用 I を受けている場合に限り ます。)	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月

10 OCT 営発第 130201 号の附則第 13 項のア中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社の WIN 約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。」に改めます。

11 OCT 営発第 121130 号の附則第 2 項の後及び OCT 営発第 130101 号の附則第 7 項の後に、それぞれ次のように加えます。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

12 OCT 営発第 130201 号の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 8 日までの間」に改めます。

附則 (OCT 営発第 130525 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130527 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 27 日から実施します。

（基本使用料に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTE フラット for DATA (m) を選択するときに限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE フラット for DATA (m) 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2) 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月における LTE フラット for DATA (m) の基本使用料の適用開始日）

適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）
-------	--

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第130601号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間、当社は、基本使用料の料金種別としてLTEダブル定額forTabの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係る基本使用料について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)の適用を受けている場合は、この限りではありません。

区分	控除額
LTEダブル定額forTab	税抜額
	1,000円

3 前項に定める控除額は、LTEダブル定額forTabの基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

4 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

5 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTEforTab又はLTEフラットforTab（L）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第9項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第9項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（LTEダブル定額forTabに係るものを除きます。）又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第8項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第9項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500円
-----	----------

6 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合に

は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE for Tab又はLTEフラット for Tab (L) 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

7 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき (前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

8 第5項の規定により本減額適用を開始した場合又は第6項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第5項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第5項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tab又はLTEフラット for Tab (L)の基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第6項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

9 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

10 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第14項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。)のうち、次表に定める控除額(第13項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第14項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|--|
| ア 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(KDDI株式会社からのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |

ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

11 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

12 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

13 第10項の規定により本減額適用を開始した場合又は第11項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第10項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第11項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

14 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

15 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間、LTE契約者は、基本使用料の料金種別としてLTEダブル定額forTabの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係るデータ通信（海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びにKDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が行われなかった場合、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

16 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプシ

ン機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間（以下この附則第18項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第18項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

17 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときは除きます。）。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

18 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

19 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月（以下この附則第22項までにおいて「控除対象期間」といいます。）が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額20又はデータ定額30に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額20（V）又はデータ定額30（V）に限ります。）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ（V）の適用を受けている月を除きます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第22項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
- (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

20 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

21 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

22 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)の2のイに定める取扱い（ただし書きに定めるものを除きます。）を適用しません。

23 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用I（以下この附則第24項までにおいて「au通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、au通話定額24に係る定額料の減免適用（au通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して2料金月の間、この約款の規定に関わらず、au通話定額24に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第24項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款の附則に定めるau通話定額24に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

24 当社は、その契約者回線について、au通話定額24の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

25 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

26 平成24年9月21日から実施の附則第2条第1項及び第3条第1項について、それぞれ次のように改めます。

第2条 この約款実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間（以下この附則第2条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第2条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

第3条 この約款実施の日から平成24年12月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第3条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第3条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション

機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

27 OCT 営発第 130101 号の附則第 12 項について、次のように改めます。

12 この改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 15 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 15 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

28 OCT 営発第 130201 号の附則第 7 項及び第 11 項について、それぞれ次のように改めます。

7 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 10 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

11 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）の(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用 I（以下この附則第 12 項までにおいて「au通話定額 24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、au通話定額 24 に係る定額料の減免適用（au通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間、この約款の規定に関わらず、au通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約

款の附則に定める a u 通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

29 OCT 営発第 130401 号の附則第 2 項について、次のように改めます。

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 5 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 5 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社の W I N 約款の附則又は K D D I 株式会社の L T E 約款若しくは W I N 約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

附則（OCT 営発第 130603 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 3 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130606 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 6 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 5 条第 1 項における「及び当社が別に定める料金をいいます。」を「、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3 L M セキュリティサービス利用料及び a u スマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。」に改めます。

附則（OCT 営発第 130618 号）

この改正規定は、平成 25 年 6 月 18 日から実施します。

附則（OCT 営発第 130620 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発 130701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130703 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130717 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 17 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)欄及び(2)欄中「障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 130725 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130731 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 31 日から実施します。
ただし、この改正規定中この附則第 3 項に定める部分については、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 平成 24 年 11 月 2 日から実施の附則第 2 項中「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、契約者を単位とする基本使用料割引 I 又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、適用する前の額とします。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって、購入月の末日において、第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の取扱い又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合は、控除対象額に 50% を乗じて得た額とします。）を控除する取扱い」とあるのは「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い」に改めます。
- 4 平成 24 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 6 月 1 日第 10 項中「、契約者を単位とする基本使用料割引 I 又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とし」を削ります。

附則（OCT 営発第 130801 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 130821 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 130826 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 26 日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）(10)の 2 に定める支払いを要しない通話先の電気通信回線に係る表中工の部分については、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 130901 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月又は LTE プランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

（1）適用条件

- | |
|---|
| ア 別記 2 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ 基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。
エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |
|---|

（2）控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- （1）LTE 契約の解除があったとき。
- （2）LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- （3）LTE シングルへの LTE サービスの種類の更改があったとき。
- （4）特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- （5）新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合、第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTE プランとそれ以外の料金種別のものに限り、）があった場合は、その料金月における LTE プランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第 2 項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改正規定実施の日から平成25年10月14日までの間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラットforDATA（m）を選択するときに限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第11項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限りません。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラットforDATA（m）以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

10 第7項の規定により本減額適用を開始した場合又は第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第7項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第7項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEフラットforDATA（m）の基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第8項の規定により本減

額適用を廃止した場合は、廃止日)

11 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

12 この改正規定実施の日から令和3年9月1日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用(留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間(以下この附則第14項までにおいて「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第14項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

13 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

(1) LTE契約の解除があったとき(a u契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。)

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

14 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(通話料の支払いに関する経過措置)

15 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間に、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I(以下この附則第16項までにおいて「a u通話定額24」といいます。)の申出があり当社が承諾した場合、当社は、a u通話定額24に係る定額料の減免適用(a u通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して2料金月の間、この約款の規定に関わらず、a u通話定額24に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第16項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はKDDI株式会社のLTE約款の附則に定めるa u通話定額24に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

16 当社は、その契約者回線について、a u通話定額24の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

17 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

18 平成25年6月1日から実施の附則第10項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 130902 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 130909 号）

この改正規定は、平成 25 年 9 月 9 日から実施します。

附則（OCT 営発第 130920 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 20 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 22 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用（先取り！データシェアキャンペーン）

ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、LTE シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m) 又は LTE フラット for Tab (L) のものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る LTE 契約を締結している場合に、その LTE シングルの契約者回線に係る基本使用料について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、（イ）に定める取扱いは、基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab の契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線については、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。

（ア） 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（この規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 2,850 円

（イ） 基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab の契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線については、その LTE サービスの適

用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この欄において「控除対象期間」といいます。）、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額（その規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
追加控除額	税抜額 1,850 円

イ 本減額適用は、LTEシングル契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab又はLTEフラット for DATA (m)のものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。

（ア） LTEデュアル契約者回線（特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

（イ） KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

オ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 指定した判定用回線が、他のLTEシングル契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（イ） 指定した判定用回線が、KDDI株式会社のLTE約款に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（本減額適用に相当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適用」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（ウ） 指定した判定用回線が、当社は又はKDDI株式会社のLTE約款に定める複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（エ） 指定した判定用回線が、当社は又はKDDI株式会社のW I N約款に定める複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（オ） 指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（カ） 減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行わ

	<p>れているとき。</p> <p>(キ) 判定用回線について、この約款又はKDDI株式会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ク) その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ケ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>ク 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTE契約の解除があったとき。 ② au契約への契約移行があったとき。 ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。 ⑥ 利用者登録が行われたとき。 ⑦ 当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。 <p>(イ) 減額対象回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ② LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab(L)、LTEフラット for Tab ds、LTEフラット for DATA(m) ds又はLTEフラット for Tab ds(L)への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 ③ 基本料の料金種別として、LTEフラット for DATAを選択することとなったとき。 ④ 新たな端末設備の購入があったとき((イ)の②を伴うときを除きます。) <p>(ウ) 判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止(他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン(V)を選択することによるもの)
--	--

のを除きます。)があったとき。
 ケ クの規定に関わらず、アの(ア)の取扱いについては、クの(イ)の②(LTEフラット for Tab (L) への変更に限りませ)及び④の規定を適用しません。

コ クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 減額対象回線について、クの(ア)の①、②若しくは③又は(イ)の①、②若しくは③の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

サ 当社は、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同(24)又は(28)の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。

シ 当社は、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用(アの(ア)の取扱いに限りませ)を行いません。

ス アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

セ 控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)

タ この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間、ソの

	<p>規定を適用しません。</p> <p>チ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
--	---

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

3 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定のデータ通信への2段階定額制（CP）の適用（ダブル定額（キャンペーン））</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、LTE契約者が（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、料金表第1表第3（データ通信料）2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下この附則において「特定データ通信2段階定額制（CP）」といいます。）を行います。</p> <p>（ア） 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td style="text-align: right;">税抜額 500 円</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td style="text-align: right;">税抜額 500 円</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td style="text-align: right;">税抜額 5,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td style="text-align: right;">税抜額 0.4 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制（CP）は、LTEデュアルの契約者回線であって、この附則第4項（3）欄に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係るLTE契約の申込みと同時にを行う場合に限り、選択することができます。</p> <p>ウ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の開始は、その契約者回線に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>オ 当社は、特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線（この附則第4項（3）欄に定め</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 500 円	控除可能額	税抜額 500 円	上限定額料	税抜額 5,700 円	区分	料金額	適用額	税抜額 0.4 円
区分	料金額												
定額料	税抜額 500 円												
控除可能額	税抜額 500 円												
上限定額料	税抜額 5,700 円												
区分	料金額												
適用額	税抜額 0.4 円												

るものをいいます。以下この欄において同じとします。)について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止します。

(ア) 契約者回線に係る事由

- ① ＬＴＥ契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② a u 契約への契約移行があったとき。
- ③ ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定用回線に係る事由

- ① ＬＴＥ契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

カ オの規定により、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用
1 2又は3以外により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。	その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。
2 オの(ア)の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。

<p>3 オの(ア)の⑧又は⑨の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の対象とします。</p>
<p>備考 オの(ア)の②の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の対象とするものとします。</p>	
<p>キ アの規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。</p>	
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日(その料金月において、アの規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を開始した場合は、開始日)</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日(その料金月において、オの規定(オの(ア)の①、②又は③を除きます。)により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した場合は、廃止日、オの(ア)の②の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した場合は、廃止日の前日)</p>
<p>ク 控除可能額の日割計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>ケ 特定データ通信2段階定額制(CP)を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p>	
<p>コ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	
<p>サ 当社は、オの(イ)の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p>	
<p>シ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの(イ)の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p>	

ス 契約者は、この附則第4項(3)欄の適用条件に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第4項(3)欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれのLTE約款に定める特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(特定データ通信2段階定額制(CP)の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

(基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置)

4 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>(1) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用(家族でスマホおトク割)</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成25年11月30日までの間(以下この附則第4項において「申込み対象期間」といいます。)に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第4項において「控除対象期間Ⅰ」といいます。)、その契約者回線(以下この(1)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第4項において「本減額適用Ⅰ」といいます。)を行います。</p>	
	<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族(当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第4項において同じとします。)が締結している他のLTE契約(KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p>
	<p>控除額</p>	<p>税抜額 934円</p>
	<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれ</p>	

かに該当する場合には、控除対象期間 I 内であっても、本減額適用 I を廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑦ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- ⑧ LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

エ アの規定により本減額適用 I を開始した場合又はイの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用 I の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用 I の適用を廃止した場合

	<p>は、廃止日)</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用(本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用I」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用I又は特定減額適用Iの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(本減額適用I又は特定減額適用Iの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>		
<p>(2) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用I(家族でスマホおトク割)</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第4項において「控除対象期間II」といいます。)、その契約者回線(以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第4項において「本減額適用II」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1442 1453 2024"> <tr> <td data-bbox="475 1442 724 2024">適用条件</td> <td data-bbox="724 1442 1453 2024"> <p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあ</p> </td> </tr> </table>	適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあ</p>
適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあ</p>		

	<p>った日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。</p>								
控除額	税抜額 500 円								
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p> <p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものを除きます。）。</p> <p>② au契約への契約移行があったとき。</p> <p>③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）</p> <p>⑤ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>⑥ 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき（⑦を伴う場合を除きます。）。</p> <p>⑦ 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>⑧ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(イ) 判定対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものを除きます。）。</p> <p>② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用Ⅱの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したと</td> <td>その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用Ⅱの適用	1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。	2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。	3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したと	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
区分	本減額適用Ⅱの適用								
1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。								
2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。								
3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したと	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。								

	<p>き。</p> <p>エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 365 1447 696"> <tr> <td data-bbox="475 365 722 488">適用開始日</td> <td data-bbox="722 365 1447 488">その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 488 722 696">適用終了日</td> <td data-bbox="722 488 1447 696">その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）</td> </tr> </table> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）				
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）				
<p>（3）特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ（家族でスマホおトク割）</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第4項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。）、その契約者回線（以下この（3）欄において「控除対象回線」といいます。）について、この附則第3項に定める特定データ通信2段階定額制（CP）に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第4項において「本減額適用Ⅲ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1899 1447 2031"> <tr> <td data-bbox="475 1899 722 2031">適用条件</td> <td data-bbox="722 1899 1447 2031">（ア） 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他</td> </tr> </table>	適用条件	（ア） 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他		
適用条件	（ア） 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他				

		<p>のLTE契約（KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（3）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>（イ）（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>（ウ） 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を申し込むこと。</p>
控除額	税抜額 500 円	
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。</p> <p>（ア） 控除対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p> <p>② au契約への契約移行があったとき。</p> <p>③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。</p> <p>⑤ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>⑥ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。</p> <p>⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。</p> <p>⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（イ） 判定用回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p> <p>② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		
	区分	本減額適用Ⅲの適用

<p>1 2又は3以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>2 イの(ア)の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>3 イの(ア)の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>エ アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p>	
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日）</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日（その料金月において、イの規定(イの(ア)の①、②又は③を除きます。)により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの(ア)の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）</p>
<p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>カ イの(イ)の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止します。</p>	
<p>この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信2段階定額制(CP)の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p>	
<p>キ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの(イ)の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p>	
<p>ク 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当</p>	

するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

5 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

MNPを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用(U22 auにかえる割)	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成25年12月1日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して36料金月の間(以下この附則第5項において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い(以下この附則第5項において「本減額適用」といいます。)を行います。							
	<table border="1"> <tr> <td>適用条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(KDDI株式会社からのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。 ② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 ③ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。 ④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 ⑤ 平成25年4月1日において満23歳に満たない契約者(そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成13年4月2日から平成19年4月1日までの間である登録利用者としてします。)からの申込みであること。 </td> </tr> </table> <p>(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額Ⅰ(オの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額Ⅰに満たない場合は、基本使用料の額とします。)を控除すること。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>料金額</td> </tr> <tr> <td>控除額Ⅰ</td> <td>税抜額 934円</td> </tr> </table> <p>(イ) 料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅱ(オの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。)を控除すること。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>料金額</td> </tr> </table>	適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(KDDI株式会社からのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。 ② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 ③ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。 ④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 ⑤ 平成25年4月1日において満23歳に満たない契約者(そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成13年4月2日から平成19年4月1日までの間である登録利用者としてします。)からの申込みであること。 	区分	料金額	控除額Ⅰ	税抜額 934円	区分
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(KDDI株式会社からのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。 ② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 ③ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。 ④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 ⑤ 平成25年4月1日において満23歳に満たない契約者(そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成13年4月2日から平成19年4月1日までの間である登録利用者としてします。)からの申込みであること。 							
区分	料金額							
控除額Ⅰ	税抜額 934円							
区分	料金額							

控除額Ⅱ

税抜額 1,000 円

イ 当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。

(ア) アの(ア)の取扱いの場合

- ① その契約者回線について、LTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月。
- ② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(イ) アの(イ)の取扱いの場合

- ① その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分1に係るものに限ります。）若しくは(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分1に係るものに限ります。）を受ける料金月（特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（平成25年2月1日から実施の附則第13項に定めるものに限ります。）の適用を受けない料金月を除きます。）。
- ② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

ウ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (ア) LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- (イ) au契約への契約移行があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。
- (オ) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

エ ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)の取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（ウの(カ)を伴うときを除きます）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用

		の対象とします。				
	(イ) アの(イ)の取扱い					
	区分	本減額適用の適用				
	1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。				
	2 ウの(ア)、(イ)又は(ウ)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。				
	3 ウの(オ) ((エ)を伴うときに限ります。)又は(カ)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。				
	<p>オ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。</p> <p>(ア) 控除額Ⅰの場合 その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。</p> <p>(イ) 控除額Ⅱの場合 次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日 (その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日)</td> </tr> </table> <p>カ オの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (同(24)のアの(ア)の表の区分2に係るものに限ります。)、(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 (同(28)のアの(オ)の表の区分2に係るものに限ります。)の適用を行いません。</p>		適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日)
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日)					
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日)					

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

7 平成 24 年 11 月 30 日から実施の附則第 3 項、平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 8 項、平成 25 年 2 月 1 日から実施の附則第 3 項、平成 25 年 5 月 9 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 6 項について、それぞれ第 5 号の次に、次のように第 6 号を加えます。

(6) この約款の附則に定める複数 L T E 回線の利用を条件とする L T E シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

8 平成 25 年 2 月 1 日から実施の附則第 13 項のア中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社の W I N 約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月（この約款の附則に定める M N P を条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。）については、この限りでありません。

附則（O C T 営発第 130925 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 131001 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 131010 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 131015 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 15 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に、L T E 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、

基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) を選択するときに限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされ基本使用料の額(特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(第5項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,096 円
-----	-------------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) 以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEフラット for DATA (m) の基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 平成 25 年 5 月 27 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 8 項について、それぞれ第 5 号の次に、次のように第 6 号を加えます。

(6) この約款の附則に定める複数 L T E 回線の利用を条件とする L T E シングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

9 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 7 項中「この改正規定実施の日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 14 日までの間に」に改めます。

10 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項の A 中「L T E シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r T a b のものに限ります。）」を「L T E シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r T a b 又は L T E フラット f o r D A T A (m) のものに限ります。）」に改めます。

11 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項の A 中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、(イ)に定める取扱いは、基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r T a b の契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r D A T A (m) の契約者回線については、L T E 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。

12 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項の A の(イ)中「その端末設備の購入のあった日を含む料金月から」を「基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r T a b の契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別が L T E フラット f o r D A T A (m) の契約者回線については、その L T E サービスの適用を開始した日を含む料金月から」に改めます。

附則（O C T 営発第 131031 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 19 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（端末設備の購入と同時に基本使用料の料金種別として、W i M A X 2 + フラット f o r D A T A を選択する場合があります。）、当社は、その購入のあった日を含む料金月から起算して 25 料金月の間（以下この附則において「算定除外期間」といいます。）、その契約者回線（基本使用料の料金種別が W i M A X 2 + フラット f o r D A T A のものに限ります。）との間のデータ通信（K D D I 株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われる W i M A X 2 + 通信に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）(5)の規定に関わらず、同(5)に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

3 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、算定除外期間であっても、その事由が生じた日をもって本取扱いを廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) WiMAX2+フラット for DATA以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

(オプション機能に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

LTE NET for DATA機能	LTE NET for DATA機能 (タイプⅡ)
--------------------	------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 平成24年9月21日から実施の附則第2条、平成25年6月1日から実施の附則第16項、同第26項及び平成25年9月1日から実施の附則第12項中「料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(22)」を「料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(23)」にそれぞれ改めます。

7 平成24年11月30日から実施の附則第6項及び平成25年6月1日から実施の附則第2項中「料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(25)」を「料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(29)」にそれぞれ改めます。

8 平成25年9月20日から実施の附則第2項のサ及び同5項のイ(イ)①中「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(28)」にそれぞれ改めます。

附則(OC T 営発第131101号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第131112号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(25)に定める特定サービスに係る契約を条件とするWiMAX2+LTEフラット for DATAの契約者回線に係る基本使用料の減額適用について、同(25)のアの表を次表に読み替えて適用します。

その料金月の課金対象データの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	0 円
10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,196 円

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 131115 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 131125 号)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則 (OCT 営発第 131128 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 28 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 131201 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社コミュニティテレビこもろ及び株式会社ケーブルネット鈴鹿に関する改正規定については、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定のデータ通信への 2 段階定額制 (CP) の適用 (ダブル定額 (キャンペーン))	ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、LTE 契約者が (ア) に定める定額料を支払った場合に、その LTE サービス (LTE デュアルに限ります。) の契約者回線との間のデータ通信 (KDDI 株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 2 (料金額) の規定に代えて、(イ) に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。) から、(ア) に定める控除可能額 (キの規定により控除可能額
--	--

を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下この附則において「特定データ通信2段階定額制(CP)」といいます。)を行います。

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 500 円
控除可能額	税抜額 500 円
上限定額料	税抜額 5,700 円

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
適用額	税抜額 0.4 円

イ 特定データ通信2段階定額制(CP)は、LTEデュアルの契約者回線であって、この附則第3項(3)欄に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係るLTE契約の申込みと同時にを行う場合に限り、選択することができます。

ウ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の開始は、その契約者回線に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。

オ 当社は、特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線(この附則第3項(3)欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止します。

(ア) 契約者回線に係る事由

- ① LTE契約の解除(a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② a u 契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止する申出があったとき(⑧を伴う場合を除きます。)
- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき(⑧を伴う場合を除きます。)

- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (イ) 判定用回線に係る事由
 - ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
 - ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
 - ④ 契約者の地位の承継があったとき。

カ オの規定により、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（CP）の適用
1 2又は3以外により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
2 オの(ア)の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
3 オの(ア)の⑧又は⑨の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
備考	オの(ア)の②の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とするものとします。

キ アの規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、オの

	<p>規定(オの(ア)の①、②又は③を除きます。)により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した場合は、廃止日、オの(ア)の②の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した場合は、廃止日の前日)</p> <p>ク 控除可能額額の日割計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 特定データ通信2段階定額制(CP)を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>サ 当社は、オの(イ)の規定により特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p> <p>シ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの(イ)の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p> <p>ス 契約者は、この附則第3項(3)欄の適用条件に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第3項(3)欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれのLTE約款に定める特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(特定データ通信2段階定額制(CP)の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
--	--

(基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置)

3 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>(1) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用(家族</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間(以下この附則第3項において「申込み対象期間」といいます。)に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料</p>
---	--

<p>でスマホおトク割)</p>	<p>金月の間（以下この附則第3項において「控除対象期間I」といいます。）、その契約者回線（以下この(1)欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第3項において「本減額適用I」といいます。）を行います。</p>	
	<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第3項において同じとします。）が締結している他のLTE契約（KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p>
	<p>控除額</p>	<p>税抜額 934 円</p>
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間I内であっても、本減額適用Iを廃止します。</p> <p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。 ② au契約への契約移行があったとき。 ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。 ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。 ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき。 ⑦ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ⑧ LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 		

	<p>(イ) 判定対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p> <p>② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用Iを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 488 1439 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 488 965 526">区分</th> <th data-bbox="965 488 1439 526">本減額適用Iの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 526 965 862">1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。</td> <td data-bbox="965 526 1439 862">その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 862 965 981">2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Iを廃止したとき。</td> <td data-bbox="965 862 1439 981">その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定により本減額適用Iを開始した場合又はイの規定により本減額適用Iを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 1153 1439 1400"> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1153 721 1276">適用開始日</td> <td data-bbox="721 1153 1439 1276">その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Iの適用を開始した場合は、開始日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1276 721 1400">適用終了日</td> <td data-bbox="721 1276 1439 1400">その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Iの適用を廃止した場合は、廃止日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第3項において「特定減額適用I」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用I又は特定減額適用Iの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用I又は特定減額適用Iの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	区分	本減額適用Iの適用	1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。	2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Iの適用を開始した場合は、開始日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Iの適用を廃止した場合は、廃止日）
区分	本減額適用Iの適用										
1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。										
2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。										
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Iの適用を開始した場合は、開始日）										
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Iの適用を廃止した場合は、廃止日）										
(2) 特定の端末設備を接続する	ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合										

LTE 契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ
(家族でスマホおトク割)

(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 3 項において「控除対象期間Ⅱ」といいます。)、その契約者回線(以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。))について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料)に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第 3 項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。

ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。

適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、その LTE 契約者又はその家族が締結している他の LTE 契約(KDDI 株式会社の LTE 約款に定める LTE 契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が 1 回であって、その購入が、控除対象回線に係る LTE 契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。</p>
控除額	税抜額 500 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) 控除対象回線に係る事由
- ① LTE 契約の解除があったとき(a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)
 - ② a u 契約への契約移行があったとき。
 - ③ LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
 - ④ LTE サービス利用権の譲渡があったとき(LTE サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときに除きます。)

- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき（⑦を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑧ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものを除きます。）。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの(ア)の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの(ア)の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会

	<p>社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第３項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>				
<p>(3) 特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ（家族でスマホおトク割）</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びa u契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第2項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。）、その契約者回線（以下この(3)欄において「控除対象回線」といいます。）について、この附則第3項に定める特定データ通信2段階定額制(CP)に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第3項において「本減額適用Ⅲ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1227 1455 1977"> <tr> <td data-bbox="475 1227 722 1977">適用条件</td> <td data-bbox="730 1227 1455 1977"> <p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を申し込むこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1977 722 2016">控除額</td> <td data-bbox="730 1977 1455 2016">税抜額 500円</td> </tr> </table>	適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を申し込むこと。</p>	控除額	税抜額 500円
適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を申し込むこと。</p>				
控除額	税抜額 500円				

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定用回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅲの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。
2 イの(ア)の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。
3 イの(ア)の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。

<p>エ アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p>	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）
<p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ イの（イ）の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止します。</p> <p>この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信2段階定額制（CP）の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p> <p>キ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの（イ）の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p> <p>ク 契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当するものをいいます。以下この附則第3項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

5 平成25年2月1日から実施の附則第13項のA中並びに平成25年9月20日から実施の附則第4項（2）欄のA及び（3）欄のA中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」にそれぞれ改めます。

6 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 5 項の力の次に、次のようにキを加えます。

キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分 2 に係るものに限ります。）、(27)に定める特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分 2 に係るものに限ります。）の適用を行いません。

附則（OCT 営発第 131202 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

MNP を条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用（U22 a uにかえる割）	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則第 2 項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p>	
	<p>適用条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 別記 2 (11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI 株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。 ② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 ③ 基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。 ④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 ⑤ 平成 25 年 4 月 1 日において満 23 歳に満たない契約者（その LTE 契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成 13 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間である登録利用者としてします。）からの申込みであること。
<p>(ア) 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 I（オの規定により控除額 I を日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額 I に満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除すること。</p>		
<p>1 契約ごとに月額</p>		
<p>区分</p>	<p>料金額</p>	

	控除額 I		税抜額 934 円
<p>(イ) 料金表第 1 表第 3 (データ通信料) に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額 II (オの規定により控除額 II を日割りした場合は、その額とします。) を控除すること。</p>			
1 契約ごとに月額			
	区分		料金額
	控除額 II		税抜額 1,000 円
<p>イ 当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。</p> <p>(ア) アの(ア)の取扱いの場合 その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月。</p> <p>(イ) アの(イ)の取扱いの場合</p> <p>① その契約者回線について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (24) に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(同(24)の(ア)の表の区分 1 に係るものに限り)若しくは(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(同(28)の(オ)の表の区分 1 に係るものに限り)を受ける料金月(特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用 I (平成 25 年 2 月 1 日から実施の附則第 13 項に定めるものに限り)の適用を受ける料金月を除きます。)</p> <p>② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月。</p> <p>ウ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除(a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</p> <p>(イ) a u 契約への契約移行があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。</p> <p>(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>(カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>エ ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>(ア) アの(ア)の取扱い</p>			
	区分		本減額適用の適用
	1	2 以外により本減額適用を	その事由が生じた日の前日まで

<p>廃止したとき。</p>	<p>の基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 新たな端末設備の購入があったとき（ウの(カ)を伴うときを除きます）。</p>	<p>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>(イ) アの(イ)の取扱い</p>	
<p>区分</p>	<p>本減額適用の適用</p>
<p>1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 ウの(ア)、(イ)又は(ウ)の規定により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>3 ウの(オ)（(エ)を伴うときに限ります。）又は(カ)の規定により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>オ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。</p>	
<p>(ア) 控除額Ⅰの場合</p>	
<p>その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。</p>	
<p>(イ) 控除額Ⅱの場合</p>	
<p>次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。</p>	
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日）</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日（その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日）</p>
<p>カ オの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)の(ア)の表の区分2に係るものに限ります。）、(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計</p>	

	額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分2に係るものに限ります。）の適用を行いません。
--	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131204 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 4 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131209 号）

この改正規定は、平成 25 年 12 月 9 日から実施します。

附則（OCT 営発第 131216 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 16 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉及び株式会社ジェイコムイーストに関する改正規定については、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131217 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131227 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 13 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含み

ます。)以外であるものに限ります。)について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u (L T E) 通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

- (1) その契約者回線について、L T E 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
 - (2) その契約者回線について、L T E サービスの利用の一時休止があったとき (その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) 。
 - (3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (O C T 営発第 140101 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。
- ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 6 日から実施します。
- (オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までの間、契約者は、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (O C T 営発第 140116 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 16 日から実施します。
- ただし、この改正規定中、Z I P T e l e c o m 株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 17 日から実施します。
- (基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、L T E 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 1 日までの間 (以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。) に、L T E 契約の申込み (契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るものを除きます。) と同時に申出があり当社が承諾した場合、その L T E サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 (基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。) を控除する取扱い (以下この附則第 2 項において「本減額適用 I」といいます。) を行います。
-----------------------------	---

<p>ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p>	
料金月	<p>本減額適用 I の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「適用開始月 I」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p>
適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）であること。</p>
控除額	<p>税抜額 934 円</p>
<p>イ 本減額適用 I は、LTEデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とし、）が学生であるもの限り、申し出ることができます。</p> <p>ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とし、）以下この附則第 2 項において同じとし、）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 1 に定める申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(ウ) KDDI 株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 3 に定める申出をKDDI 株式会社が承諾しているとき。</p> <p>(エ) KDDI 株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 4 に定める申出をKDDI 株式会社が承諾しているとき。</p>	

区分	申出
1	本減額適用 I の申出、(2)欄に定める本減額適用 II の申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社の W I N 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	K D D I 株式会社の L T E 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	K D D I 株式会社の W I N 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定める L T E 契約の申込みにあたって、別記 2 (11) のアに定める取扱いの申出 (K D D I 株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又は K D D I 株式会社との間で締結していた L T E 契約若しくは a u 契約に係る契約者回線、W I N 契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用 I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める 36 料金月が経過する前であっても、本減額適用 I を廃止します。

- (ア) L T E 契約の解除があったとき。
- (イ) L T E サービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) L T E サービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) その L T E 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日 (L T E サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

	<p>2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき。</p> <p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</p> <p>キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用 I を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="475 779 1439 1151"> <tr> <td data-bbox="475 779 667 1151">料金月</td> <td data-bbox="675 779 1439 1151"> <p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月 I（アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</p> </td> </tr> </table> <p>コ 本減額適用 I の申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用 I 又は特定減額適用 I（KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月 I（アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</p>
料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月 I（アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</p>		
(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア 申出対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用 II」といいます。）を行います。</p>		

ただし、この約款又は当社のW I N約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのL T E契約の申込みに当たって、別記2（11）に定める携帯電話番号ポータビリティ（K D D I株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	（ア） 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期L T E契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 （イ） 基本使用料の料金種別がL T Eプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ（C P）、L T Eプラン（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、V Kプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）であること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅱは、L T Eデュアルの契約者回線であって、アに定めるL T E契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはW I N契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は同表の区分3又は区分4に定める申出をK D D I株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のW I N約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	K D D I株式会社のL T E約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	K D D I株式会社のW I N約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結してい

る若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ アに定めるLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)のAに定める取扱いの申出（KDDI株式会社からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本

		減額適用Ⅱの対象とします。
	2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
	<p>キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、当社のWIN約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。</p>	
	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36 料金月とします。）から除いた月数</p> </div>
	<p>コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140201 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140215 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 15 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140218 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 18 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140222 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 22 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140301 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルワンに関する改正規定については、平成 26 年 3 月 3 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1) 欄及び(2) 欄中「エ」を「オ」に、「オ」

を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に、「ク」を「ケ」に、「ケ」を「コ」に、「コ」を「サ」にそれぞれ改め、「ウ」の次に、それぞれ次のように加えます。

エ アに定めるLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)のアに定める取扱いの申出(KDDI株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

附則(OC T 営発第140305号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月5日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発140315号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、CTBメディア株式会社に関する改正規定については、平成26年3月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発140319号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月19日から実施します。

(auスマートパス接続機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりauスマートパス接続機能の提供を受けている者は、当社のauスマートパス利用規約(以下この附則において「利用規約」といいます。)に定めるところにより、利用規約に定めるauスマートパス接続サービスにおいて提供する各種サービス(以下この附則において「auスマートパスサービス」といいます。)の提供を継続して受けるものとします。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の附則(平成26年1月16日から実施の附則第3項、平成26年2月15日から実施の附則第2項及び第3項並びに平成26年3月5日から実施の附則第2項をいいます。)の規定により、auスマートパス接続機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを受けている場合、それぞれ次に定める料金月において、利用規約に定めるauスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

(1) 平成26年1月16日から実施の附則第3項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）。

(2) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（次のいずれかに該当する料金月を除きます。）。

ア 判定日（その料金月の前料金月の末日をいいます。以下この附則において同じとします。）における最終購入端末（判定日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が当社が別に定める端末設備でない料金月。

イ この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(3) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

(4) 平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、利用規約に定める a u スマートパスサービスの利用に関する契約（以下この附則において「a u スマートパス利用契約」といいます。）の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（前項第 2 号のア又はイに該当する料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

6 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 1 月 31 日において、3 L Mセキュリティサービスの提供を受けていること。
------	--

	(2) 平成 26 年 1 月 31 日において、a u スマートパスサービスの提供を受けていないこと。
--	--

7 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限りま
す。）、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26
年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の
支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きま
す。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除
する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 2 月 9 日において、当社の「安心ナビ利用規約」に 定める有料サービスの提供を受けていること。 (2) 平成 26 年 2 月 9 日において、a u スマートパスサービスの提 供を受けていないこと。
------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

9 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 5 条中「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤ
ル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセ
ージ受信機能及び a u スマートパス接続機能に係るものを除きます。）」を「オプション機能使用
料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号
変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）」に改めます。

10 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項
及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項について、それぞれ「削除」に
改めます。

附則（OCT 営発 140320 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140328 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社及び皇徳寺ケー
ブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 31 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140401 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140410 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140501 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルテレビ富山に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 12 日から、日本海ケーブルネットワーク株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140512 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 12 日から実施します。

(オプション機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

WiMAX 利用機能	WiMAX 利用機能（タイプⅡ）
------------	------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成 26 年 1 月 1 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 140519 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 19 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT 営発第 140523 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 23 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用（はじまる！データシェアキャンペーン）

ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、LTE シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m) 又は LTE フラット for Tab (L) のものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る LTE 契約を締結している場合に、その LTE シングルの契約者回線に係る基本使用料について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、（イ）に定める取扱いは、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合（その LTE 契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、LTE フラット for DATA (m) を選択する場合には限り、これを行います。

（ア） 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（スの規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 2,850 円

（イ） 基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線について、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この欄において「控除対象期間」といいます。）、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額（スの規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
追加控除額	税抜額 1,850 円

イ 本減額適用は、LTE シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m) 又は LTE フラット for Tab (L) のものに限ります。）に限り、選択することができます。

- ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
- エ 本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。
- (ア) LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）
- (イ) KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）
- オ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (ア) 指定した判定用回線が、次のいずれかの判定用回線として指定されたものであるとき。
- ① 他のLTEシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線。
 - ② この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線
 - ③ KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（本減額適用又は②に定める減額適用に相当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適用」といいます。）に係る判定用回線。
 - ④ 当社は又はKDDI株式会社のLTE約款に定める複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線。
 - ⑤ 当社は又はKDDI株式会社のWIN約款に定める複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線。
- (イ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。
- (ウ) 減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行われているとき。
- (エ) 判定用回線について、この約款又はKDDI株式会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。
- (オ) その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (カ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われ

	<p>るものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>ク 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTE契約の解除があったとき。 ② au契約への契約移行があったとき。 ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。 ⑥ 利用者登録が行われたとき。 ⑦ 当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。 <p>(イ) 減額対象回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ② LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab ds、LTEフラット for DATA (m) ds又はLTEフラット for Tab ds (L) への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 ③ アの(ア)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATAを選択することとなったとき。 ④ アの(イ)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) 以外のものを選択することとなったとき。 ⑤ 新たな端末設備の購入があったとき ((イ)の②を伴うときを除きます。) <p>(ウ) 判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止 (他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン (V) を選択することによるものを除きます。)があったとき。 ③ ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン (V) 以外への基本使用料の変更又は選択があったとき (その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取
--	---

扱いの適用の申込みがあったときを除きます。)

ケ クの規定に関わらず、アの(ア)の取扱いについては、クの(イ)の④の規定を適用しません。

コ クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 減額対象回線について、クの(ア)の①、②若しくは③又は(イ)の①若しくは④の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

サ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同(24)又は(28)の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。

シ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用（アの(ア)の取扱いに限ります。）を行いません。

ス アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

セ 控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の(ア)に定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）

タ この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間、ソの規定を適用しません。

	<p>チ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
--	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 22 日までの間に」に、同第 2 項の表のタ中「この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間」に、同第 3 項の表のシ中「平成 26 年 5 月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」に、同第 4 項の表(3)のキ中「平成 26 年 5 月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 140601 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
 ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 2 日から、ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140603 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 3 日から実施します。
 （その他）
 2 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項(1)のア中「KDDI 株式会社からのものを除きます」を「KDDI 株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます」に改めます。

附則（OCT 営発第 140611 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 11 日から実施します。
 （料金等の支払いに関する経過措置）
 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140613 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 13 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社秋田ケーブルテレビに関する改正規定については、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140620 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140630 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 30 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)並びに平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)について、それぞれ「基本使用料の料金種別が LTE プラン又は電話カケ放題プラン(CP)であること。」に改めます。
- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 4 項(1)のイの(ア)の⑦及び平成 25 年 12 月 1 日から実施の附則第 3 項(1)のイの(ア)の⑦の次に、それぞれ次のように⑧を加えます。
⑧ LTE プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- 5 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 4 項(1)のウの区分 2 及び平成 25 年 12 月 1 日か

ら実施の附則第3項(1)のウの区分2中「イの(ア)の①、②、③又は⑦により」を「2イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により」にそれぞれ改めます。

- 6 平成25年9月20日から実施の附則第5項のイの(ア)について、次のように改めます。
- ① その契約者回線について、LTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月。
 - ② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月。
- 7 平成26年5月23日から実施の附則第2項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間に」に、同第2項のウ中「この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間」を「この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間」にそれぞれ改めます。

附則(OC T 営発第140801号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。
 ただし、この改正規定中、諫早ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成26年7月1日から実施します。
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第140813号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年8月13日から実施します。
 (基本使用料等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(27)のアの(イ)の表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	税抜額
割引額	934円

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 3 削除
 (総量速度規制データ量に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から平成26年11月までの間、その契約者回線(特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。)に係る総量速度規制データ量について、料金表第1表第3(データ通信量)1(適用)(5)のアの(ア)の②の表を次表に読み替えて適用します。

種類	総量速度規制データ量
データ定額2	2,576,980,378バイト(2.4ギガバイト)
データ定額3	3,865,470,566バイト(3.6ギガバイト)
データ定額5	6,442,450,944バイト(6ギガバイト)

データ定額 8	10,307,921,510 バイト (9.6 ギガバイト)
データ定額 10	12,884,901,888 バイト (12 ギガバイト)
データ定額 13	16,750,372,454 バイト (15.6 ギガバイト)

5 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を行います。

特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 1 を除きます。以下この附則第 5 項において同じとします。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限り、）当社は、次表に定める料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則第 5 項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量（前項の適用を受ける場合は、適用後の値とします。）に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第 5 項において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、この約款若しくは KDD I 株式会社の LTE 約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける場合は、この限りではありません。</p>					
	適用条件	<p>(ア) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第 5 項において同じとします。）であるとき。</p> <p>(イ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</p>				
	料金月	<table border="1"> <tr> <td>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</td> <td>特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</td> <td>特定端末設備の購入があった日を含む料金月</td> </tr> </table>	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月
	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月				
(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月					
データ量	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)					
<p>イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。</p> <p>(ア) LTE 契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。</p> <p>(エ) データ定額 1 への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更が</p>						

	<p>あったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) 特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウイの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
	区分	本取扱いの適用
	(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
	(イ) イの(ウ) (特定データ通信定額制の適用の申込みによる場合に限ります。)、(エ)、(オ)又は(カ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
<p>エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第5項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受けている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限り、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第5項において同じとします。）、本取扱いを適用します。</p>		
<p>増量適用合算期間</p>		
<p>本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数</p>		

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

6 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの減額適用を行います。

高容量のデータ定額の加入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱの減額適用	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間（以下この附則第 6 項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線が適用を受けるデータ定額の種類に応じて、同表の右欄に定める控除額（ウの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p>	
	適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱの種類	控除額
	データ定額 5	料金表第 1 表第 3（データ通信料）に定めるデータ定額 5 に係る定額料からデー

		タ定額3に係る定額料を差し引いた額
	データ定額8	料金表第1表第3（データ通信料）に定めるデータ定額8に係る定額料からデータ定額5に係る定額料を差し引いた額
	データ定額10	料金表第1表第3（データ通信料）に定めるデータ定額10に係る定額料からデータ定額8に係る定額料を差し引いた額
	データ定額13	料金表第1表第3（データ通信料）に定めるデータ定額13に係る定額料からデータ定額10に係る定額料を差し引いた額
	<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。</p> <p>(エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>ウ この約款の規定により特定データ通信定額制Ⅱに係る定額料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて、アに定める控除額を日割りします。</p>	

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 平成24年9月21日から実施の附則第5項中「及びデータ通信料に限ります。）」を「及びデータ通信料（料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）の2に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）」に改めます。

9 平成25年1月22日から実施の附則第2項（1）のアの適用条件の（イ）及び同項（2）のアの適用条件の（イ）並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項（1）のアの適用条件の（イ）及び同項（2）のアの適用条件の（イ）中、「基本使用料の料金種別がLTEプラン又は電話カケ放題プラン（CP）であること。」を「基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン（CP）であること。」にそれぞれ改めます。

10 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの（ウ）の②及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの（ウ）の②中「特定データ通信定額制の適用を廃止したとき」を「特定データ通信定額制の適用の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。）があったとき」にそれぞれ改め、②の次に、それぞれ次のように③を加えます。

③ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止（特定データ通信定額制の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

11 平成26年5月23日から実施の附則第2項のエの（ア）及び（イ）中「特定データ通信定額制の適用」を「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」にそれぞれ改めます。

12 平成25年11月12日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 140827 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 27 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140901 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又は LTE プランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|---|
| <p>ア 別記 2 (11) に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。</p> <p>エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。</p> |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
----	----------

1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割りを行います。
- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 8 平成25年9月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間に」に改めます。

附則（OCT営発第140910号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年9月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第140919号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年9月19日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ定額8の定額料に関する改正規定については、平成26年10月1日から実施します。
（LTEサービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のLTEサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のLTEサービスの提供を受けているものとみなします。

LTEデュアル	第1種LTEデュアル
---------	------------

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

- 3 平成26年9月16日から平成26年11月30日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成26年12月31日とします。）までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第7項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第6項の規定により控除額を日割りした場合はその額としま

す。)を控除する取扱い（以下この附則第7項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はLTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（KDDI株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
イ	当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ	基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。
エ	特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第3項に規定する控除額の日割を行います。

7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141001 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）(24)及び(25)

に関する改正規定については、平成 26 年 10 月 3 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 26 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項及び平成 26 年 9 月 19 日から実施の附則第 3 項中「携帯電話番号ポータビリティ」を「携帯電話・PHS 番号ポータビリティ」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 141015 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 15 日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、次のいずれかに該当する LTE サービスの契約者回線（この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(6)に定めるデータ通信利用の制限の廃止に係る取扱い及び(6)の 2 に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用を受けていないものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日までの間に、同(6)の 2 に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合又は別表 1（オプション機能）15 欄に定める web フィルタリングの適用を受けている場合は、この限りではありません。

(1) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているもの。

(2) 基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab 又は LTE フラット for D A T A (m) のもの。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141101 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 15 日までの間に、LTE 契約（第 2 種 LTE シングルに係るものに限ります。）の申込み（au 契約（当社の WIN 約款に定める第 2 種 au パケットに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、LTE 契約者は、その LTE 契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141104 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 4 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141112 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 12 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141125 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 12 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月又は LTE プランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|---|
| ア 別記 2 (11) に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は特定MVNO 事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ 基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。 |
| エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

7 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（次表に定める種類に限ります。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を開始した日を含む料金月から平成27年3月までの間、その契約者回線に係る総量速度規制データ量について、料金表第1表第3（データ通信量）1（適用）（5）のアの（ア）の②の表を次表に読み替えて適用します。

種類	総量速度規制データ量
データ定額5、データ定額5（V）	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）
データ定額8、データ定額8（V）	10,737,418,240 バイト（10ギガバイト）
データ定額10、データ定額10（V）	12,884,901,888 バイト（12ギガバイト）
データ定額13、データ定額13（V）	16,106,127,360 バイト（15ギガバイト）

（料金等の支払いに関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

9 平成26年9月19日から実施の附則第3項中「平成26年9月16日から平成26年11月30日までの間に」を「平成26年9月16日から平成26年11月30日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成26年12月31日とします。）までの間に」に改めます。

10 平成25年9月20日から実施の附則第2項の表の夕、平成26年5月23日から実施の附則第2項及び同項の表の夕中、「この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間」

を「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 141212 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 12 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（タイプⅡに係るものに限り、）に関する改正規定については、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間、その料金月において、留守番伝言機能又は当社のWIN 約款に定める留守番伝言機能（追加機能に限り、）の提供を受けている場合、割込通話機能及びボイスパーティー機能に係るオプション機能使用料について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）2（料金額）に定める料金額からそれぞれ次表に定める割引額（この約款の規定によりオプション機能使用料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引を行います。

1 契約ごとに月額

オプション機能	割引額
割込通話機能	税抜額 150 円
ボイスパーティー機能	税抜額 250 円

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項（1）の A の適用条件の（イ）及び同項（2）の A の適用条件の（イ）並びに平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項（1）の A の適用条件の（イ）及び同項（2）の A の適用条件の（イ）中、「基本使用料の料金種別が LTE プラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン（CP）であること」を「LTE プラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（CP）、LTE プラン（V）又は電話カケ放題プラン（V）」にそれぞれ改めます。

5 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 15 項中「料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（11）に定める定額料の支払いによる LTE プランの契約者回線に係る通話料の適用 I」を「料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（11）に定める定額料の支払いによる LTE プラン又は LTE プラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用 I」に改めます。

6 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のクの（ウ）の②及び③並びに平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のクの（ウ）の②及び③を削除し、同クの（ウ）の①の次に、それぞれ次のように②を加えます。

② 特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の廃止（特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

7 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のエの（ア）及び（イ）中「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」を「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用」にそれぞれ

れ改めます。

- 8 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 4 項中「その契約者回線に係る総量速度規制データ量について」を「その契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。）に係る総量速度規制データ量について」に改めます。
- 9 平成 26 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項中「特定データ通信定額制Ⅱ」を「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）」に改めます。
- 10 平成 26 年 12 月 1 日から実施の第 7 項の表の種類について、次のように改めます。

種類
データ定額 5、データ定額 5（Ⅴ）
データ定額 8、データ定額 8（Ⅴ）
データ定額 10、データ定額 10（Ⅴ）
データ定額 13、データ定額 13（Ⅴ）

附則（OCT 営発第 141218 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 18 日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン等の契約者回線に係る通話料の適用に関する改定規定については、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 平成 26 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項（1）の A 中「株式会社ケイ・オプティコム」を「特定 MVNO 事業者」に改めます。

附則（OCT 営発第 141225 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

（1）適用条件

ア そのLTE契約の申込みが、契約変更及びau契約からの契約移行に係るもの並びに別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ(KDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのものに限ります。)を希望する旨の申出を伴うもの以外であること。

イ 当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備の購入(以下この附則第12項までにおいて「特定端末設備の購入」といいます。)を伴うこと。

ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(1) LTE契約の解除があったとき。

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

7 当社は、(1)に定める適用条件のいずれかに該当する場合、その申込みを承諾した日を含む料金月から起算して36料金月の間(以下この附則第12項までにおいて「減額等適用期間」といいます。)、その第1種LTEデュアルの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用及びデータ通信総量速度規制について、それぞれ(2)のア及びイに定める取扱い(以下この附則第12項までにおいて「本減額等適用」といいます。)を行います。

(1) 適用条件

ア この改正規定実施の日から平成28年1月13日までの間に、特定端末設備の購入と同時に特定データ通信定額制の適用の申込み及び本減額等適用の申込みを行うこと。

イ 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、特定端末設備の購入と同時に本減額等適用の申込みを行うこと。

(2) 本減額等適用

ア 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料（以下この附則第12項までにおいて「読替前定額料」といいます。）に代えて次表に定める料金額（以下この附則第12項までにおいて「読替後定額料」といいます。）を適用すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 3,500 円

イ 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用すること。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）

8 当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、本減額等適用対象期間内であっても、その事由が生じた日（第1号又は第2号に該当する場合は、その事由が生じた日を含む料金月の末日とします。）をもって本減額等適用を廃止します。

- (1) 本減額等適用を廃止する申出があったとき（第6号を伴う場合を除きます。）。
- (2) 特定データ通信定額制を廃止する申出があったとき（第6号を伴う場合を除きます。）。
- (3) LTE契約の解除があったとき。
- (4) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (5) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (6) 新たな端末設備の購入があったとき。

9 第7項の適用条件のイの規定により本減額等適用を開始した場合又は前項第6号により本減額等適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、本減額等適用を開始した日を含む料金月及び本減額等適用を廃止した日を含む料金月における読替前定額料及び読替後定額料の日割を行います

(1) 本減額等適用を開始した日を含む料金月

区分	読替前定額料	読替後定額料
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、開始日）	本減額等適用の開始日
適用終了日	本減額等適用の開始日の前日	その料金月の末日（その料金月において、前項第1号又は第6号により本減額等適用を廃止した場合は、廃止日）

(2) 本減額等適用を廃止した日を含む料金月

区分	読替前定額料	読替後定額料
適用開始日	本減額等適用の廃止日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、廃止日）	本減額等適用の廃止日の前日

10 当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、この約款の規定に関わらず、次に定める基本使用料等の割引の適用を行いません。

料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用及び(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用

- 11 当社は、アに定める本減額等適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その契約者回線（料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)及び別表1（オプション機能）15欄に定めるwebフィルタリングの適用を受けていないものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同(6)の2に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 12 本減額等適用を受けている契約者回線の契約者は、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(13)に定めるデータ量の増減適用を受けることができます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 13 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第141226号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。
（付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成27年1月12日までの間に、auスマートサポート契約（当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、そのauスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金のうち、税抜額1,500円を控除する取扱いを行います。
ただし、そのauスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。
（1）その契約者回線について、LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
（2）その契約者回線について、LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
（3）auスマートサポート契約が終了したとき。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150113 号、第 150115 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。
 ただし、この改正規定中、加賀テレビ株式会社に関する改正規定については、平成 27 年 1 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150116 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 16 日から実施します。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、LTE 契約（第 2 種 LTE シングルに係るものに限ります。）の申込み（au 契約（当社の WIN 約款に定める第 2 種 au パケットに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、LTE 契約者は、その LTE 契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150121 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 21 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<p>(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るもの並びに KDDI 株式会社又は特定 MVNO 事業者からの MNP 加入申出（別記 2 (11) に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望する旨の申出をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「減額開始月 I」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間 I が経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規</p>
------------------------------------	--

定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第2項において「本減額適用I」といいます。）を行います。

ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(ア) 減額対象期間I

① ②以外の場合	24 料金月
② そのLTE契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン(V)を選択した場合（LTEサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン、LTEプラン(V)及びVKプランの間のもを除きます。）があった場合を除きます。）。	36 料金月

(イ) 適用条件

① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
② 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプランであること又は特定データ通信定額制II（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制II(V)（データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。）、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）若しくは特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）の適用を受けていること。

(ウ) 控除額

1 契約ごとに月額

① 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプラン(V)又はVKプランである場合。	税抜額 934 円
② 特定データ通信定額制II（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制II(V)（データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。）、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又は特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）の適用を受けている場	税抜額 1,500 円

合。

イ 本減額適用 I は、LTEデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生又は満25歳以下であるものに限りに、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用 I の申出、(2)欄に定める本減額適用 II の申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用

料の減額適用の申出

エ アに定めるLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Iの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象期間Iが経過する前であっても、本減額適用Iを廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

(カ) そのLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン(V)を選択した場合であって、減額開始月Iから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更(LTEプラン、LTEプラン(V)及びVKプランの間のもを除きます。)があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Iを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、WIN減額適用I(当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契

	<p>約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間Ⅰ（次表に定める減額対象合算期間Ⅰから次表に定める減額適用合算月数Ⅰを除いた月数をいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。</p> <p>(ア) 減額対象合算期間Ⅰ</p> <table border="1" data-bbox="475 443 1439 779"> <tr> <td data-bbox="475 443 1241 488">① ②以外の場合</td> <td data-bbox="1249 443 1439 488">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 488 1241 779">② そのLTE契約又はau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)</td> <td data-bbox="1249 488 1439 779">36 料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 減額適用合算月数Ⅰ</p> <p>本減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数及びWIN減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数を合算した月数(それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。)</p> <p>コ 本減額適用Ⅰの申出の承諾を受けた約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係るWIN減額適用Ⅰの取扱いについては、当社のWIN約款の規定(ケに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰ(KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その約者回線に係る情報(本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	① ②以外の場合	24 料金月	② そのLTE契約又はau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)	36 料金月
① ②以外の場合	24 料金月				
② そのLTE契約又はau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)	36 料金月				
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るもの並びにKDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出を伴うものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「減額開始月Ⅱ」といいます。)から起算して次表に定める減額対象期間Ⅱが経過するまでの各料金月(その約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。)において、その約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。</p>				

ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(ア) 減額対象期間Ⅱ

I	Ⅱ以外の場合	12 料金月	
II	そのL T E契約の申込みが、M N P加入申出を伴うものである場合	① ②以外の場合 ② そのL T E契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてL T Eプラン又はL T Eプラン（V）を選択した場合（L T Eサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更（L T Eプラン、L T Eプラン（V）及びV Kプランの間のものを除きます。）があった場合を除きます。）。	24 料金月 36 料金月

(イ) 適用条件

- ① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期L T E契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
- ② 基本使用料の料金種別がL T Eプラン、L T Eプラン（V）若しくはV Kプランであること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額1（V）、データ定額2（V）又はデータ定額3（V）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）又はデータ定額3（ケータイ/V）を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）又はデータ定額3（ケータイ/V）を除きます。）の適用を受けていること。

(ウ) 控除額

1 契約ごとに月額

①	基本使用料の料金種別がL T Eプラン、L T Eプラン（V）又はV Kプランである場合。	税抜額 934 円
②	特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額1（V）、データ定額2（V）又はデータ定額3（V）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）又はデータ定額3（ケータイ/V）を除きます。）の適用を受けている場	税抜額 1,500 円

合。

イ 本減額適用Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、アに定めるLTE契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはWIN契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は同表の区分3又は区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅱの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ アに定めるLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うもの

である場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線にちて、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。
- (カ) そのLTE契約の申込み(MNP加入申出を伴うものに限ります。)に際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン(V)を選択した場合であって、減額開始月Ⅱから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更(LTEプラン、LTEプラン(V)及びVKプランの間のものを除きます。)があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、WIN減額適用Ⅱ(当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算し

て、減額対象残期間Ⅱ（次表に定める減額対象合算期間Ⅱから次表に定める減額適用合算月数Ⅱを除いた月数をいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

(ア) 減額対象合算期間Ⅱ

I	Ⅱ以外の場合	12 料金月
II	そのL T E契約又はa u契約の申込みが、M N P加入申出を伴うものである場合	24 料金月
	① ②以外の場合	36 料金月
	② そのL T E契約又はa u契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてL T Eプラン、L T Eプラン（V）若しくはV Kプラン又はプランZシンプルを選択した場合（L T Eサービス又はa uサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。）。	

(イ) 減額適用合算月数Ⅱ

本減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数及びW I N減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）。

コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、a u契約への契約移行があった場合、そのW I N契約者回線に係るW I N減額適用Ⅱの取扱いについては、当社のW I N約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

サ アからエの規定によるほか、次の全てを満たす場合、その契約者回線について、平成 27 年 5 月 1 日から本減額適用Ⅱを行います。

(ア) 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間に、L T E契約の申込み（契約変更及びa u契約からの契約移行に係るもの並びにK D D I株式会社又は特定M V N O事業者からのM N P加入申出を伴うものを除きます。）があること。

(イ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、第 1 種定期L T E契約又は第 2 種定期L T E契約に係る基本使用料の適用を受けていること。

(ウ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、基本使用料の料金種別がL T Eプラン若しくはL T Eプラン（V）であること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 2 又はデータ定額 3 を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 2（V）又はデータ定額 3（V）を除きます。）の適用を受けていること。

(エ) 平成 27 年 3 月 31 日時点で、その契約者回線が属する複数回線複合割引に係る割引選択回線群に、判定用契約者回線等（次表に定める申出を当社又はK D D I株式会社が承諾した契約者回線若しくはW I N契約者回線又は他網契約者回線（それぞれの減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）を

	<p>います。以下この附則第2項において同じとします。)が含まれていること。</p> <table border="1" data-bbox="475 237 1452 488"> <tr> <th data-bbox="475 237 1452 280">申出</th> </tr> <tr> <td data-bbox="475 280 1452 488"> <p>本減額適用Ⅰの申出、WIN減額適用Ⅰの申出、特定減額適用Ⅰの申出、WIN特定減額適用Ⅰ（KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、WIN減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）の申出</p> </td> </tr> </table> <p>(オ) (ア)に定めるLTE契約の申込みのあった日が、(エ)に定める判定用契約者回線等に係るLTE契約又はWIN契約の申込みのあった日より前であること。</p> <p>(カ) ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないこと。</p> <p>シ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（KDDI株式会社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	申出	<p>本減額適用Ⅰの申出、WIN減額適用Ⅰの申出、特定減額適用Ⅰの申出、WIN特定減額適用Ⅰ（KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、WIN減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）の申出</p>
申出			
<p>本減額適用Ⅰの申出、WIN減額適用Ⅰの申出、特定減額適用Ⅰの申出、WIN特定減額適用Ⅰ（KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、WIN減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）の申出</p>			

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT営発第150123号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年1月23日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|--|
| <p>ア 別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（KDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。</p> |
| <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> |
| <p>ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン（V）を選択すること。</p> |

エ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン又はLTEプラン（V）とそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150130号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年1月30日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合、LTE契約者は、その購入のあった日を含む料金月から平成27年5月までの間、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のクの(ウ)の②について、次のように改めます。

② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。

5 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のエの(ア)及び(イ)中「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用」にそれぞれ改めます。

6 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のクの(ウ)の②について、次のように改め、②の次に、次のように③を加えます。

② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。

③ ジュニアスマートフォン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）以外への基本使用料の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。

7 平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項の(1)欄のイ中「学生であるもの」を「学生又は満 25 歳以下であるもの」に改めます。

附則（OCT 営発第 150201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項中、「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合」を「当社は、この改正規定実施の日以降、LTE 契約者から申出があった場合」に改めます。

4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のタ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のタ中、「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 150210 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から実施します。

ただし、この改正規定中、佐賀シティビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年

2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150213 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 13 日から実施します。

(付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、この約款の規定に関わらず、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

- (1) その契約者回線について、L T E 契約の解除があったとき。
- (2) その契約者回線について、L T E サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- (4) 新たな端末設備の購入があったとき。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める移動無線装置の購入を伴うこと。 (2) その L T E 契約者が、(1) に定める移動無線装置の購入があった日において満 55 歳以上の者であること。
------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150220 号）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 20 日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ通信総量速度規制に関する改正規定（料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(5) のエに限ります。）については、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

(基本使用料又はデータ通信料の支払いに関する経過措置)

- 2 当社は、次表に定める基本使用料又はデータ通信料の減額適用を行います。

特定の端末設備の購入を条件とする基本使用料又はデータ通信料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合（特定料金種別（L T E プラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（C P）又はオフィスケータイプランをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択する場合に限ります。）、その購入のあった日
------------------------------------	--

を含む料金月から 48 料金月の間（以下この附則第 2 項において「控除対象期間」といい、その契約者回線について、特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける料金月に限り、（ア）又は（イ）に定める取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款又は当社の W I N 約款に定める基本使用料の減額適用又はデータ通信料の減額適用（それぞれ当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月は、この限りではありません。

（ア） 特定データ通信定額制の適用を受ける場合

料金表第 1 表第 3（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅰ（エの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅰ	税抜額 1,000 円

（イ） 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける場合

料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料（カケホに係るものに限ります。）の額のうち、次表に定める控除額Ⅱ（エの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅱ	税抜額 1,000 円

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間であっても、本減額適用を廃止します。

（ア） L T E 契約の解除があったとき。

（イ） L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ） 第 2 種 L T E デュアル又は L T E シングルへの L T E サービスの種類の変更があったとき。

（エ） 特定料金種別以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（オ） 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア） アの（ア）の取扱い

区分	本減額適用の適用
① ②又は③以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
① イの（ア）又は（イ）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの特定データ通信定額制に係る定額料

		について、本減額適用の対象とします。
	③ イの(オ) (ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
	(イ) アの(イ)の取扱い	
	区分	本減額適用の適用
	① ②以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
	② イの(オ) (ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
	エ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。	
	(ア) 控除額Ⅰの場合 その料金月における特定データ通信定額制に係る定額料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。	
	(イ) 控除額Ⅱの場合 その料金月におけるカケホの基本使用料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。	
	オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、第3種定期LTE契約に係る第2種LTEシングルの提供を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAであるものに限ります。)に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについては、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の2の規定に関わらず、なお従前のおりとし、次表に定めるところによります。

(1) 当社は、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款、当社のWIN約款又はKDDI株式会社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この附則第2項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第2種LTEシングルの契約者回線との間のデータ通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。)に係る累計課金対象データ量について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この附則第2項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。

- (ア) その第2種LTEシングルの契約者回線に係るLTE契約が、第3種定期LTE契約であるとき。
- (イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。
- ① 当社又はKDDI株式会社のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。
 - ② 基本使用料の料金種別が、当社又はKDDI株式会社のWIN約款に定めるプランF（IS）若しくはプランF（IS）シンプルでないとき
- (2) 当社は、その第2種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。）からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。
- (3) この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、(1)の規定に関わらず、(1)のただし書きの規定を適用しません。
- (4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。
- (5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラットforDATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

- 4 この改正規定実施の日以降に、第3種定期LTE契約に係る第2種LTEシングルの提供を開始した場合、この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の2の規定に関わらず、その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAであるものに限ります。）について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の2の規定に関わらず、同(5)の2に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱いを行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

- 6 平成25年1月22日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のア並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のアの最後に、「ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありませぬ。」をそれぞれ加えます。
- 7 平成27年1月21日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のア中、「ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用」を「ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用」にそれぞれ改めます。
- 8 平成25年10月31日から実施の附則第2項中、「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年2月19日までの間に」に改めます。
- 9 平成26年8月13日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

附則（OCT営発第150224号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150301 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社ニューメディアに関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、ビッグロブ株式会社に関する改定規定は、平成 27 年 3 月 2 日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

- 2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150310 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 10 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150316 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から実施します。
ただし、この改正規定中、テレビ小山放送株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、この附則第 2 項に関する改正規定は、平成 27 年 3 月 17 日から実施します。
(総量速度規制データ量に関する経過措置)
- 2 当社は、次表に定める総量速度規制データ量の増量適用を行います。

端末設備の購入を条件とする総量速度規制データ量の増量適用	ア この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入した場合（次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の適用を受けている又は端末設備の購入と同時に申し込む場合に限り）、その購入のあった日を含む料金月から 3 料金月の間（以下この附則において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係前月からの繰越データ量に次表に定めるデータ量を加算する取扱い（以下この附則において「本増量適用」といいます。）を行います。 ただし、その契約者回線について、この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りではありません。 (ア) 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又
------------------------------	---

は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の種類	
区分	種類
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13
特定データ通信定額制Ⅱ（V）	データ定額5（V）、データ定額8（V）、データ定額10（V）、データ定額13（V）
特定データ通信定額制Ⅱ（VK）	データ定額5（VK）、データ定額8（VK）、データ定額10（VK）、データ定額13（VK）
（イ） 加算するデータ量	
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	
<p>イ 当社は、本増量適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間であっても、本増量適用を廃止します。</p> <p>（ア） LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（イ） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>（ウ） アに定める種類以外への特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の種類の変更があったとき。</p> <p>（エ） 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の廃止があったとき。</p> <p>（オ） 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により本増量適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
区分	本増量適用の適用
（ア） イの（ア）又は（イ）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
（イ） イの（ウ）又は（エ）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
（ウ） イの（オ）（同（ウ）又は（エ）を伴うときを除きます。）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成26年8月13日から実施から実施の附則第5項のA中「ただし、その契約者回線について、この約款若しくはKDDI株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を

「ただし、その契約者回線について、この約款若しくはKDDI株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める総量速度規制データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合」に改めます。

附則（OCT 営発第 150331 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 31 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 150401 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

（1）適用条件

- | |
|---|
| ア 別記 2 (11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（KDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン（V）を選択すること。 |
| エ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。 |

（2）控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- （1）LTE 契約の解除があったとき。
- （2）LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- （3）LTE シングルへのLTE サービスの種類の変更があったとき。
- （4）特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。
- （5）新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン又はLTEプラン（V）とそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150410号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年4月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150501号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150515号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年5月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第150520号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年5月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150601 号、第 150610 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、横浜ケーブルビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 6 月 10 日から実施します。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 22 項中「料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のイに定める取扱い」を「料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のイに定める取扱い (ただし書きに定めるものを除きます。)」に改めます。
- 4 平成 27 年 3 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 150611 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 11 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日以降、LTE 契約者から申出があった場合に」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に」に改めます。
- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のソ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のソをそれぞれ次のとおり改めます。
ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
2, 147, 483, 648 バイト (2 ギガバイト)

- 5 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のタ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のタをそれぞれ次のとおり改めます。
タ この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間、ソの規定を適用しません。
- 6 平成 26 年 10 月 15 日から実施の附則第 2 項及び平成 26 年 12 月 25 日から実施の附則第 12 項中「データ総量規制の一時解除の取扱い」を「データ通信総量速度規制の一時解除の取扱い」にそれぞれ改めます。
- 7 平成 26 年 12 月 25 日から実施の附則第 11 項中「総量規制データ量の増減適用」を「総量速度規制データ量の増減適用」に改めます。

附則（OCT 営発第 150701 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

2 当社は、次表に定める特定データ通信定額制のデータ増量適用を行います。

特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限りません。）、当社は、次表に定める料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則第 2 項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第 2 項において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、この約款若しくは KDDI 株式会社の LTE 約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りではありません。</p>					
	適用条件	<p>（ア） 特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）であるとき。</p> <p>（イ） 特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</p>				
	料金月	<table border="1"> <tr> <td>（ア） 適用条件（ア）を満たす場合</td> <td>特定データ通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>（イ） 適用条件（イ）を満たす場合</td> <td>特定端末設備の購入があった日を含む料金月</td> </tr> </table>	（ア） 適用条件（ア）を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した日を含む料金月	（イ） 適用条件（イ）を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月
	（ア） 適用条件（ア）を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した日を含む料金月				
（イ） 適用条件（イ）を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月					
データ量	1,073,741,824 バイト（1 ギガバイト）					

イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

（ア） LTE 契約の解除があったとき。

（イ） LTE サービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ） 特定データ通信定額制の廃止があったとき。

（エ） LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。

(オ) 特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。
 ウ イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
(イ) イの(エ)又は(オ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。

エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用（以下この第2項において「定額制Ⅱデータ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅱの廃止（特定データ通信定額制の申込みによるものに限ります。）があった場合（その特定データ通信定額制の申込みが平成27年9月30日までの間に行われた場合であって、適用を受けている定額制Ⅱデータ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制Ⅱデータ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第2項において同じとします。）、本取扱いを適用します。

増量適用合算期間
本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制Ⅱデータ増量適用を受けた料金月数を合算した月数

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成25年2月1日から実施の附則第13項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間」に改めます。

5 平成26年8月13日から実施の附則第5項の ア中「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」に改めます。

6 平成26年8月13日から実施の附則第5項のウの次に、次のようにエを加えます。

エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第5項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受け

ている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。)、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間(13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第5項において同じとします。)、本取扱いを適用します。

増量適用合算期間
本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数

- 7 平成27年3月16日から実施の附則第2項のア中「この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間」を「この改正規定実施の日から平成27年8月31日までの間」に改めます。

附則(OC T 営発第150703号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年7月3日から実施します。

(データ通信料の支払い等に関する経過措置)

- 2 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用 (auスマホはじめますっ!機種変更キャンペーン)</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年8月31日までの間に、LTE契約(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)の申込みと同時に申出があった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間(以下この附則第2項において「減額対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る特定データ通信定額制(V)の適用について、料金表第1表第3表(データ通信料)1(適用)(3)の2に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。</p>
<p>適用条件</p>	<p>(ア) そのLTE契約の申込みが、au契約(auデュアルに係るものに限ります。)からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。</p> <p>(イ) 契約移行前のWIN契約者回線における最終購入端末(契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)が、特定携帯情報端末以外のものであること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月からLTE契約の申込みの</p>

	<p>あった日を含む料金月までの月数が 25 か月以上であること。</p> <p>(エ) 基本使用料の料金種別として、LTEプラン(V)を選択すること。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制(V)の適用の申込みがあること。</p>								
定額料	税抜額 2,680 円								
<p>イ 当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制(V)の廃止があったとき。</p> <p>(エ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)(本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、)により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用の適用	(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)(本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用								
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)(本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
<p>エ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用(それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。)を受けている場合、それぞれ同表の中央欄に係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。</p>									
料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(24)のアの(ア)の①の表の区分1に係るもの	同(24)のアの(ア)の①の表の区分2に定める割引額							
(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(27)のアの(ア)の表に係るもの	同(27)のアの(イ)の表に定める割引額							
(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用	同(28)のアの(オ)の①の表の区分1に係るもの	同(28)のアの(オ)の①の表の区分2に定							

	るもの	める割引額
<p>オ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。</p>		
総量速度規制データ量		
1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）		

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 150710 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 10 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施します。

基本使用料の料金種別	VK プラン M、VK プラン S、VK プラン、電話カケ放題プラン（VK）
データ通信料の定額適用	特定データ通信定額制Ⅱ（VK）、特定データ通信 2 段階定額制（VK）

（複数回線複合割引の通話料の取扱いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間、料金表第 1 表第 2（通話料）（16）に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同（16）のアの表中、次表の左欄に定めるものを同表の右欄に定めるものに読み替えて適用します。

<p>充当可能額（当社のWIN 約款に定めるところにより、契約移行前の a u 契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）</p>	<p>充当可能額（控除可能額から料金控除額（通話料控除額、国際通話料控除額、国際 SMS 送信料控除額、海外ローミング通話料控除額及び料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（14）の 2 の規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミングデータ料金控除額」といいます。）を合算した額をいいます。以下この附則において同じとします。）を減じて得た額及び当社のWIN 約款に定めるところにより、契約移行前の a u 契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）</p>
---	--

- 3 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間、料金表第 1 表第 2（通話料）（16）に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同（16）のイ、エ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

イ 本取扱いは、LTE デュアルの契約者回線に限り、選択することができます。

エ 当社は、LTE デュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE プラン S、VK プラン M 又は VK プラン S のものを除きます。）について、その契約者から第 1（基本使用料等）1（適用）（7）を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適

用を廃止する申出があった場合のほか、第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

（第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用に関する経過措置）

4 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間、料金表第1表第2（通話料）（29）に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の適用について、同（29）のイ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

イ 本取扱いは、（28）の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、（28）の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

6 平成27年3月16日から実施の附則第2項のA中「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を受けている」を「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の適用を受けている」に改めます。

7 平成27年3月16日から実施の附則第2項のAの（ア）について、次のように改めます。

（ア） 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の種類

区分	種類
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13
特定データ通信定額制Ⅱ（V）	データ定額5（V）、データ定額8（V）、データ定額10（V）、データ定額13（V）
特定データ通信定額制Ⅱ（VK）	データ定額5（VK）、データ定額8（VK）、データ定額10（VK）、データ定額13（VK）

8 平成27年3月16日から実施の附則第2項のイの（ウ）及び（エ）中「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）」を「特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第150717号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年7月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成25年6月1日から実施の附則第5項、第6項第4号及び第8項中「LTE for Tab」を「LTE for Tab又はLTEフラット for Tab（L）」にそれぞれ改めます。

4 平成25年9月20日から実施の附則第2項のA並びに平成26年5月23日から実施の附

則第2項のア及びい中「基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab又はLTEフラット for DATA (m)のもの」を「基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)又はLTEフラット for Tab (L)のもの」にそれぞれ改めます。

- 5 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(イ)の②中「LTEダブル定額 for Tabへの基本使用料の料金種別の変更」を「LTEダブル定額 for Tab又はLTEフラット for Tab (L)への基本使用料の料金種別の変更」に改めます。
- 6 平成25年9月20日から実施の附則第2項のケ中「クの(イ)の④の規定」を「クの(イ)の②(LTEフラット for Tab (L)への変更に限り)及び④の規定」に改めます。
- 7 平成27年7月10日から実施の附則第1項中「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、当社が別に定める日から実施」を「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成27年7月17日から実施」に改めます。

附則(OC T 営発第150801号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
(基本使用料の料金種別に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日において、それぞれ次表の左欄に定める料金種別から同表の右欄に定める料金種別への変更があったものとみなして取り扱います。

LTEフラット for Tab	LTEフラット for Tab ds
LTEフラット for DATA (m)	LTEフラット for DATA (m) ds
LTEフラット for Tab (L)	LTEフラット for Tab ds (L)

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用(平成25年9月20日から実施の附則第2項のアの(イ)及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のアの(イ)に定めるもの)に限り、以下この附則第4項までにおいて「シェアスタート割」といいます。)を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日から、シェアスタート割に係る控除対象期間からシェアスタート割の適用を受けた月数を除いた月数の間、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額を控除します。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,850 円
-----	-------------

- 4 前項の取扱いに関するその他の提供条件については、シェアスタート割の規定に準ずるものとします。
- 5 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) dsを選択する場合に限り)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24 料金

月の間（以下この附則第9項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第8項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第9項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,850 円
-----	-------------

6 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアル又は第2種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) ds 以外のものを選択することとなったとき。
- (6) 新たな端末設備の購入があったとき。

7 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 前項第6号により本減額適用を廃止したとき（同項第4号又は第5号を伴うときを除きます。）	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

8 第5項に定める控除額は、LTEフラット for DATA (m) ds の適用を受ける日数に応じて日割りします。

9 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

11 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(イ)の②及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの(イ)の②中、「LTEダブル定額 for Tab への基本使用料の料金種別の変更」を「LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab ds 又はLTEフラット for DATA (m) ds への基本使用料の料金種別の変更」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 150806 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 6 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則 (OCT 営発第 150807 号)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 7 日から実施します。

附則 (OCT 営発第 150817 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 17 日から実施します。

(SMS 機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、契約者は、新たに SMS 安心ブロック (別表 1 (付加機能) 3 欄の備考に定める、当社が別に定める方法により電気通信番号 (当社が別に定めるものに限りません。) 又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。) の提供を受けることはできません。

附則 (OCT 営発第 150824 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。) は、平成 27 年 8 月 24 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

LTE サービスの利用の一時中断の取扱い、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (8) に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I、第 2 (通話料) 1 (適用) (19) に定める特定電話番号への通話料の月極割引、(20) に定める特定電話番号への通話料の月極割引 II、(22) に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引及び (23) に定める契約者を単位とする通話料の月極割引
--

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙 1 のとおりとします。

基本使用料の料金種別	カケホ (CP)、LTE ダブル定額 for Tab
------------	----------------------------

(料金安心サービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス (限度額設定コースに限りません。) に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

通常防止措置 (一回停止)	段階停止措置 (段階停止)
---------------	---------------

附則 (OCT 営発第 150901 号)

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項の表のア、平成 27 年 3 月 17 日から実施の附則第 2 項の表のア及び平成 27 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項の表のア中、「その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算」を「その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算」、「この約款に定める総量速度規制データ量の増量適用」を、それぞれ「この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用」にそれぞれ改めます。

4 平成 27 年 7 月 3 日から実施の附則第 2 項の表のア中「この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 150902 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 2 日から実施します。

(データ通信利用の制限の一時解除に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（6）の 3 に定めるデータ通信利用の制限の一時解除の取扱いについて、同（6）の 3 のカの（ア）及びケの規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用するものとします。

カ LTE 契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除に係る種類及び開始条件を指定して、データ通信総量速度規制の一時解除に係る登録を行っていただきます。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプⅢ	107,374,182 バイト (0.1 ギガバイト)	62 日

ケ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、カに定める登録に係るデータ通信総量速度規制の一時解除が行われた場合に、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

種類	単位	データ通信料
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガごとに	税抜額 550 円
タイプⅡ	購入データ量 1 ギガごとに	税抜額 1,000 円
タイプⅢ	購入データ量 0.1 ギガごとに	税抜額 110 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 管発第 150903 号）

この改正規定は、平成 27 年 9 月 3 日から実施します。

附則（OCT 管発第 150917 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 9 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン S 及び電話カケ放題プラン S（V）に関する改正規定については、平成 27 年 9 月 18 日から実施します。

(基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置)

- 2 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>(1) 特定の端末設備の購入を伴う MNP 加入を条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 12 日までの間に、LTE 契約の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合は、翌料金月とします。）から起算して 12 料金月の間（以下この欄において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則若しくは当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <ul style="list-style-type: none">① 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は特定 MVNO 事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。③ 基本使用料の料金種別として、LTE プラン又は LTE プラン（V）を選択すること。④ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。⑤ 当社が別に行う現金による料金還元の適用を選択しないこと。 <p>(イ) 控除額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>
---	---

	区分	料金額						
		控除額	税抜額 934 円					
	<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)の廃止があったとき。</p> <p>(カ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定により本減額適用を開始した場合又はイの規定により本減額適用を廃止した場合があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン(V)の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>		区分	本減額適用の適用	(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用							
(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。							
(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。							
(2) 特定の端末設備の購入を伴うMNP加入を条件とするデータ通信料の減額適用	<p>ア この改正規定実施の日から平成28年1月12日までの間に、LTE契約の申込みがあり当社が承諾した場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間(以下この欄において「減額対象期間」といいます。)、その契約者回線について、そのLTEサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)の種類に応じて、料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける場合は、この限りではありません。</p>							

(ア) 適用条件

- ① 携帯電話・PHS番号ポータビリティ（KDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。
- ② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- ③ 特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額2及びデータ定額3を除きます。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額2（V）及びデータ定額3（V）を除きます。）の適用の申込みがあること。

(イ) 控除額

1 契約ごとに月額

そのLTEサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類		控除額
		税抜額
区分	① データ定額5又はデータ定額5（V）	800円
	② データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額8（V）、データ定額10（V）又はデータ定額13（V）	1,700円

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) LTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類の変更があったとき。

アの(イ)の区分①に該当する場合	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額1（V）、データ定額2（V）又はデータ定額3（V）
アの(イ)の区分②に該当する場合	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額5、データ定額1（V）、データ定額2（V）、データ定額3（V）又はデータ定額5（V）

(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の廃止があったとき。

(カ) 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。

	(イ) イの(ウ)、(エ)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
	(ウ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月のまでのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
	<p>エ アの規定により本減額適用を開始した場合、イの規定により本減額適用を廃止した場合又は特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(Ⅴ)の種類の変更(イの(エ)の表に規定するものを除きます。)があった場合は、その料金月における特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(Ⅴ)に係る定額料の支払いを要する日数日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)について、それぞれ次のように改めます

(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランS(Ⅴ)、電話カケ放題プラン(CP)、LTEプラン(Ⅴ)、電話カケ放題プラン(Ⅴ)又は電話カケ放題プランS(Ⅴ)であること。

5 平成25年12月1日から実施の附則第3項の表(1)のA中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間(以下この附則第3項において「申込み対象期間」といいます。)」に改めます。

附則(OC T 営発第151001号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成27年1月16日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間に」に改めます。

附則(OC T 営発第151101号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 151117 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、SMS 安心ブロック（当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。）に関する改正規定は、平成 27 年 11 月 18 日から実施します。

(LTE 契約の種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の LTE 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表中央欄の LTE 契約を締結し、同表右欄の基本使用料の割引の適用を受けているものとみなします。

第 1 種 LTE 契約	一般 LTE 契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(6)に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引
--------------	-----------	--

(請求を保留した契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 3 平成 27 年 11 月 16 日以前に LTE サービスの利用の一時休止（タイプ II に限ります。）があった契約者回線（その LTE 契約の種別が、改正前の規定による第 1 種定期 LTE 契約であったものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降に LTE サービスの再利用があった場合、別記 18 の 2 の規定に基づき当社が請求を保留した契約解除料の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 平成 24 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項及び平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項中「第 1 種定期 LTE 契約又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」にそれぞれ改めます。
- 6 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項中「定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」に改めます。
- 7 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)のオの表及び同項(2)のオの表について、それぞれ次表のように改めます。

(1) 第 2 項(1)のオの表

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
----------------------------------	---

(2) 第2項(2)のオの表

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱ廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

- 8 平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)の力の表及び同項(2)の力の表並びに平成27年1月21日から実施の附則第2項(1)の力の表及び同項(2)の力の表について、それぞれ区分2中の「(3に該当するときを除きます。)」及び区分3の欄を削除し、区分1中「2又は3以外により」を「2以外により」に改めます。

附則(OC T 営発第151127号)

(実施時期)

- この改正規定は、平成27年11月27日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第151201号)

(実施時期)

- この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。
(データ通信料の支払い等に関する経過措置)
- 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用 (auスマホデビュープログラム)	ア この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間に、LTE契約(第2種LTEデュアルに係るものに限り、)の申込みと同時に申出があった場合(その申込みの際、次表に定める適用条件の全てを満たすもの場合に限り、)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間(以下この附則第2項において「減額対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る特定データ通信定額制(V)の適用について、料金表第1表第3表(データ通信料)1(適用)(3)の2に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用」といいます。)を行います。 ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限り、)を受ける料金月については、こ
--	--

の限りではありません。

適用条件	<p>(ア) そのLTE契約の申込みが、au契約（auデュアルに係るものに限り）からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。</p> <p>(イ) 契約移行前のWIN契約者回線における最終購入端末（契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が、特定携帯情報端末以外のものであること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月からLTE契約の申込みのあった日を含む料金月までの月数が25か月以上であること。</p> <p>(エ) 基本使用料の料金種別として、LTEプラン（V）を選択すること。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。</p>
定額料	税抜額 2,680円

イ 当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) 特定データ通信定額制（V）の廃止があったとき。
- (エ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。
(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。
(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。

	エ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用（それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。）を受けている場合、それぞれ同表の中央欄に係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。		
	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(24)のアの(ア)の①の表の区分1に係るもの	同(24)のアの(ア)の①の表の区分2に定める割引額
	(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(27)のアの(ア)の表に係るもの	同(27)のアの(イ)の表に定める割引額
	(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用	同(28)のアの(オ)の①の表の区分1に係るもの	同(28)のアの(オ)の①の表の区分2に定める割引額
オ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)のオに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。			
		総量速度規制データ量	
		1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）	

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成27年9月17日から実施の附則第2項の表のオ中「この改正規定実施の日から平成27年11月30日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成28年1月12日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第151210号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成27年12月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、LTEフラット for Tablets 及び LTEフラット for Tablets (L) に関する改正規定は、平成27年12月22日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成28年2月9日までの間、この約款の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴う場合に限り、次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別
タブレットプランds 又はタブレットプランds (L)

3 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の

料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別
LTEフラット for Tablets又はLTEフラット for Tablets (L)

(総量速度規制データ量に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成28年6月30日までの間、基本使用料の料金種別がタブレットプランds又はタブレットプランds (L)の契約者回線について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
10,485,760 バイト (10 メガバイト)

(au (LTE) 通信サービスの料金の支払いに関する経過措置)

- 5 当社は、次表に定めるau (LTE) 通信サービスの料金の減額適用を行います。

特定の料金種別に係る複数回線の利用を条件とするLTEデュアルに係る基本使用料等の減額適用 (タブレットセット割)	ア この改正規定実施の日から平成28年5月31日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入と同時に次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求があった場合、その契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。以下この欄において「特定シングル回線」といいます。)について複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用(以下この欄において「スマホセット割」といいます。)の適用を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間(以下この欄において「減額対象期間」といいます。)、その特定シングル回線を減額対象回線とするスマホセット割の判定用回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau (LTE) 通信サービスの料金であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行います。 (ア) 特定シングル回線に係る基本使用料の料金種別				
	<table border="1"> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タブレットプランds又はタブレットプランds (L)</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	タブレットプランds又はタブレットプランds (L)		
基本使用料の料金種別					
タブレットプランds又はタブレットプランds (L)					
	(イ) 割引額				
	1 契約ごとに月額				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割引額 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額5に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額5(V)に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(VK)(データ定額5(VK)に限ります。)の適用を受けている場合</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引額 税抜額	① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額5に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額5(V)に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(VK)(データ定額5(VK)に限ります。)の適用を受けている場合	1,000円
区分	割引額 税抜額				
① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額5に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額5(V)に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(VK)(データ定額5(VK)に限ります。)の適用を受けている場合	1,000円				

	<p>② その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 8、データ定額 10 又はデータ定額 13 に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 8（V）、データ定額 10（V）又はデータ定額 13（V）に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）（データ定額 8（VK）、データ定額 10（VK）又はデータ定額 13（VK）に限ります。）の適用を受けている場合</p> <p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線又は特定シングル回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、その事由が生じた日を含む料金月の末日をもって、本減額適用を廃止します。</p> <p>（ア） スマホセット割を廃止する事由が生じたとき。</p> <p>（イ） 特定LTEシングル回線について、アの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。</p>	2,000 円
--	--	---------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 151215 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 151221 号）

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160101 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160114 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

（その他）

- 2 平成 26 年 12 月 25 日から実施から実施の附則第 2 項及び第 7 項、平成 27 年 2 月 20 日か

ら実施の附則第2項並びに平成27年4月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成28年1月13日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 管発第160120号）

この改正規定は、平成28年1月20日から実施します。

附則（OCT 管発第160127号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年1月27日から実施します。

（海外ローミング機能の提供に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、LTEデータプリペイド契約を締結している場合の海外ローミング機能の提供については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第160129号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年1月29日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第160201号）

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附則（OCT 管発第160210号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年2月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第160217号）

この改正規定は、平成28年2月17日から実施します。

附則（OCT 管発第160301号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

（LTEサービス利用権等の譲渡に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に行われたLTEサービス利用権、LTEモジュール利用権又はLTE特定接続サービス利用権の譲渡の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成27年12月1日から実施の附則第2項のア中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間に」に改めます。

附則(OC T 営発第160318号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成28年3月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第160322号)

この改正規定は、平成28年3月22日から実施します。

附則(OC T 営発第160323号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成28年3月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成26年8月13日から実施の附則第5項のア中「特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額1を除きます。以下この附則第5項において同じとします。)の適用の申込みがあり」を「特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり」に改めます。

4 平成26年8月13日から実施の附則第5項のイの(エ)及び(オ)をそれぞれ(オ)及び(カ)に改め、(ウ)の次に次のように加えます。

(エ) データ定額1への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更があったとき。

5 平成27年1月21日から実施の附則第2項(1)のア及び(2)のア中、「特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額2又はデータ定額3を除きます。)」を「特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。)」に、「特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。)」を「特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。)」に、それぞれ改めます。

6 平成27年9月17日から実施の附則第2項の(2)のイの(エ)について、次のように改めます。

(エ) 次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)の種類の変更があったとき。

アの(イ)の区分①に該当する場合	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)
アの(イ)の区分②に該当する場合	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額5、データ定額1(V)、データ定額2(V)、データ定額3(V)又はデ

附則（OCT 管発第 160401 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項の A 中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に」に改めます。

附則（OCT 管発第 160405 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 5 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160501 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160517 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 5 月 17 日から実施します。
ただし、この改正規定中、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料に関する改正規定については、平成 28 年 5 月 17 日以降に行われたLTE 契約の解除について実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160521 号）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160601 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。
（第 2 種定期LTE 契約（タイプⅡ）への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（5）に定める第 2 種定期LTE 契約に係る基本使用料の取扱いについて、同（5）の E 中、次表の左欄の部分と同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前のLTE 契	契約変更又は契約移行を行う前のLTE 契
----------------------	----------------------

約又は a u 契約の契約種別に応じて、その L T E 契約又は a u 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。

約又は a u 契約の契約種別を第 2 種定期 L T E 契約（タイプ I に限ります。）又は第 2 種定期 a u 契約（タイプ I に限ります。）として、その L T E 契約又は a u 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 160621 号）

この改正規定は、平成 28 年 6 月 21 日から実施します。

附則（O C T 営発第 160701 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）

2 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 160709 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 9 日から実施します。
（データ通信総量速度規制の一時解除に関する経過措置）
- 2 次のいずれかに該当する場合は、その L T E サービスの契約者回線（当社が別に定める基準に該当するものに限ります。）に係るデータ通信総量速度規制の一時解除について、この約款の規定に関わらず、この改正規定実施の日以降、料金表第 1 表第 3（データ通信料）
- 1（適用）（6）の 3 のオに定める取扱いを行います。
- （1） この改正規定実施の際現に、特定データ通信定額制の適用を受けているとき。
- （2） 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき。

附則（O C T 営発第 160716 号）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 16 日から実施します。

附則（O C T 営発第 160722 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 22 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160801 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160901 号）

この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160915 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(20)に関する改正規定については、平成 29 年 5 月 1 日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料（料金表第 1 表第 1（基本使用料等）2（料金額）に定める区分イに係るものに限ります。）について、税抜額 1,000 円を 0 円に読み替えて適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 19 項中「24 料金月の間（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）」を「24 料金月（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 20（V）又はデータ定額 30（V）に限ります。）の適用を受けている月を除きます。）」に改めます。

附則（OCT 管発第 161001 号）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

附則（OCT 管発第 161006 号）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 6 日から実施します。

附則（OCT 管発第 161006 号）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 6 日から実施します。

附則（OCT 管発第 161101 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、平成 28 年 11 月 2 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成 28 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 161109 号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 11 月 9 日から実施します。

(基本使用料の料金種別等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信 2 段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信 2 段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

電話カケ放題プラン	カケホ
電話カケ放題プラン S	スーパーカケホ
電話カケ放題プラン (V)	カケホ (V)
電話カケ放題プラン S (V)	スーパーカケホ (V)
電話カケ放題プラン (VK)	カケホ (ケータイ/V)
電話カケ放題プラン (CP)	カケホ (CP)
特定データ通信定額制 II (VK)	特定データ通信定額制 II (ケータイ/V)
データ定額 2 (VK)	データ定額 2 (ケータイ/V)
データ定額 3 (VK)	データ定額 3 (ケータイ/V)
データ定額 5 (VK)	データ定額 5 (ケータイ/V)
データ定額 8 (VK)	データ定額 8 (ケータイ/V)
データ定額 10 (VK)	データ定額 10 (ケータイ/V)
データ定額 13 (VK)	データ定額 13 (ケータイ/V)
特定データ通信 2 段階定額制 (VK)	特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

4 平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 2 項の表のアの(イ)及びエの(イ)並びに平成 27 年 8 月 24 日から実施の附則第 2 項中、「電話カケ放題プラン」を「カケホ」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 161201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

(プラスエリアモード加算額の支払免除に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 29 年 6 月 30 日までの間、プラスエリアモード加算額の支払いを免除する取扱いについて、料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）(22)のウの規定に代えて、次表に定める規定を適用します。

第2種LTEシングル契約者回線の契約者は、その料金月の全ての日において、第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けている場合、料金表第1表第1（基本使用料）1（適用）(22)のAの規定に関わらず、その料金月におけるプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V）に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ/V）の契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V）の適用を受けているものを除きます。）については、この約款の規定に関わらず、平成29年4月20日までの間、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V）を選択することができます。

ただし、この改正規定実施の日以降、カケホ（ケータイ/V）以外への基本使用料の料金種別の変更があった場合は、この限りではありません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第161222号）

この改正規定は、平成28年12月22日から実施します。

附則（OCT営発第170101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第170112号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年1月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第170119号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年1月19日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第170120号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 1 月 20 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ジュニアスマートフォンプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 3 項の表の（1）の（イ）中、「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（V）（この約款又は KDDI 株式会社の LTE 契約約款に定めるものをいいます。）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V）（この約款又は KDDI 株式会社の LTE 契約約款に定めるものをいいます。）の適用」に改めます。

附則（OCT 営発第 170203 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 2 月 3 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 170301 号）

この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 170401 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 170407 号）

この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 4 月 7 日から実施します。

附則（OCT 営発第 170421 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 4 月 21 日から実施します。

（特定データ通信定額等の取扱いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V－ii）
特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V）	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V－ii）
特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V）	特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V－ii）

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、VKプランM、VKプランS又はVKプラン（それぞれ第2種LTEデュアルに係るものに限ります。）の適用を受けている場合であって、オフィスケータイプラン（VK）への基本使用料の料金種別の変更の請求があったとき（特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V－ii）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。）は、当社は、この約款の規定に関わらず、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

（料金取扱い変更手数料の支払いに関する経過措置）

4 前項に定める基本使用料の料金種別の変更の請求があり、当社が承諾した場合、その回数を、料金表第1表第6（手続きに関する料金）1（適用）（6）に定める回数に含めるものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

6 平成27年1月21日から実施の附則第2項（1）のア及び2のア中「若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V）」を「、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V－i）（データ定額1（ケータイ／V）、データ定額2（ケータイ／V）又はデータ定額3（ケータイ／V）を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V－ii）」にそれぞれ改めます。

7 平成27年2月20日から実施の附則第3項（1）の（イ）中「若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V）」を「、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V－i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V－ii）」に改めます。

8 平成28年12月1日から実施の附則第3項中「当社が別に定める日までの間」を「平成29年4月20日までの間」に改めます。

附則（OCT営発第170501号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成 28 年 9 月 15 日から実施の附則第 2 項中「平成 29 年 4 月 30 日までの間」を「平成 30 年 3 月 31 日までの間」に改めます。

附則 (OCT 営発第 170523 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 23 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則 (OCT 営発第 170525 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 25 日から実施します。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、当社の「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより提供するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則 (OCT 営発第 170526 号)

この改正規定は平成 29 年 5 月 26 日から実施します。

附則 (OCT 営発第 170601 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

(基本使用料等の減額適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用を受けている契約者回線について、WiMAX2+フラット for DATA 又は WiMAX2+フラット for DATA EX への基本使用料の料金種別の変更があった場合、この約款の規定に関わらず、その変更があった日に、その契約者回線について、所属する割引選択回線群に係る特定 au 回線 (同 (24) に定めるものをいいます。)として指定があったものとして取り扱います。

3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用を受けている契約者回線について、au 契約への契約移行があった場合 (その au 契約の申込みに際し、WIN 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この附則において「WIN 割引」といいます。

す。)に係る特定 a u 回線としての指定に必要な条件を全て満たしている場合に限ります。)、WIN 約款の規定に関わらず、その契約移行があった日に、そのWIN 契約者回線について、WIN 割引に係る特定 a u 回線として指定があったものとして取り扱います。

(契約事務手数料の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、LTE 契約 (第 2 種 LTE シングルに係るものに限ります。)の申込みがあった場合であって、その申込みが、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用の申出と同時に行われたものであるときは、この約款の規定に関わらず、契約事務手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 19 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 15 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則 (OCT 営発第 170701 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 170714 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 29 年 7 月 14 日から実施します。

(カテゴリ一種別の選択等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 30 年 1 月 31 日までの間、LTE サービスの基本使用料のカテゴリ一種別の変更 (その変更の際し、スーパーカケホ (V・a) を選択する場合を除きます。)について、この約款の規定に関わらず、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (4) のオ及びカの規定を適用しません。

3 削除

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 30 年 4 月 30 日までの間、第 56 条 (基本使用料等の支払義務) 第 1 項第 3 号に該当する場合の基本使用料及びオプション機能使用料の支払いを要する期間については、この約款の規定に関わらず、改正前の同条第 1 項の規定を適用します。

5 この改正規定実施の日から平成 29 年 7 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) の (24) に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引又は又は (27) に定める特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引について、この約款の規定に関わらず、同 (24) のアの⑤又は (27) のアの(エ)に定める割引額を、それぞれ次表の割引額に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合	0 円
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、カケホ（V）又はスーパーカケホシンプル（V）の場合	500 円

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、LTE 契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の日から平成 29 年 7 月 31 日までの間、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の定額料及び総量速度規制データ量については、この約款の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（1） 定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 1,700 円

（2） 総量速度規制データ量

総量速度規制データ量
21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）

（データ通信総量速度規制の適用に関する経過措置）

- 8 料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のエに定める総量速度規制データ量の増減の判定に際し、当社の提供条件書に定める U18 データ定額 20 及び U18 データ定額 20（V）の総量速度規制データ量については、3,221,225,472 バイト（3 ギガバイト）とします。

（その他）

- 9 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 19 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 15 項中「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 20（V）又はデータ定額 30（V）に限ります。）の適用を受けている月を除きます」を「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 20（V）又はデータ定額 30（V）に限ります。）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ（V）の適用を受けている月を除きます」に改めます。

附則（OCT 営発第 170829 号）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則（OCT 営発第 170917 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 9 月 17 日から実施します。

（その他）

2 平成 29 年 7 月 14 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項中「カテゴリー種別の変更」を「カテゴリー種別の変更（その変更の際し、スーパーカケホ（V・a）を選択する場合を除きます。）」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 170922 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日から実施します。

附則（OCT 営発第 171001 号、第 171002 号）

この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料の適用に関する改正規定については、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

附則（OCT 営発第 171011 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 171101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 171201 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 171215 号）

1 この改正規定は平成 29 年 12 月 15 日から実施します。

（データ通信総量速度規制に関する経過措置Ⅱ）

2 この改正規定実施の際現に、平成 27 年 2 月 20 日実施の附則第 3 項に基づきデータ通信総量速度規制に関する経過措置の適用を受けている契約者回線について、WiMAX 2+ フラット for DATA (L) への基本使用料の料金種別の変更があったときは、その契約者回線に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについて、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) の 2 の規定に関わらず、次表に定めるところによります。

(1) 当社は、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (この約款、当社の WIN 約款又は KDDI 株式会社の LTE 約款若しくは WIN 約款に定めるものをいい、以下この附則第 2 項において「特定割引」といいます。) に係る判定用回線として指定された第 4 種 LTE シングルの契約者回線との間のデータ通信 (KDDI 株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われる WiMAX 2+ 通信に限ります。) に係る累計課金対象データ量について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い (以下この附則第 2 項において「本取扱い」といいます。) を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) その第 4 種 LTE シングルの契約者回線に係る LTE 契約が、第 3 種定期 LTE 契約であるとき。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は KDDI 株式会社の LTE 約款又は WIN 約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制 (V) 若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は KDDI 株式会社の WIN 約款に定めるプラン F (IS) 若しくはプラン F (IS) シンプルでないとき。

(2) 当社は、その第 4 種 LTE シングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は KDDI 株式会社が承諾した日 (当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。) からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。

(3) 本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 3 項表中第 1 号 (イ) を、次のように改めます。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は KDDI 株式会社の LTE 約款又は WIN 約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制 (V) 若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は KDDI 株式会社の WIN 約款に定めるプラン F (IS) 若しくはプラン F (IS) シンプルでないとき。

5 平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 3 項表中第 3 号の次に、次のように加えます。

(4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実

施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

- (5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラット for DATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

附則（OCT 営発第 180101 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 180110 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 10 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180116 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180201 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、この改定規定中、ジュニアケータイプランに関する改定規定については、平成 30 年 2 月 2 日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙 1 のとおりとします。

基本使用料の料金種別	シニアプラン、シニアプラン（V）
------------	------------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 180206 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 6 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180216 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180219 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 19 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180301 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 29 年 7 月 14 日から実施の附則第 4 項中「当社が別に定める日までの間」を「平成 30 年 4 月 30 日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 180401 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ボイスパーティー機能に関する改正規定については、平成 30 年 4 月 1 日以降所定の日までに、ボイスパーティー機能の提供を受けている契約者回線について、順次、その機能の提供を廃止することにより実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180501 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180509 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180528 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 28 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180601 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用の適用を受けていた場合の取扱いについては、当社の a u でんきセット割利用規約に定めるところによります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180621 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 平成 27 年 7 月 3 日から実施の附則第 2 項のア及び平成 27 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項のア中その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月の間」を「その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 180815 号）

この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 8 月 15 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180828 号）

この改正規定は、平成 30 年 8 月 28 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180904 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 9 月 4 日から実施します。
（WiMAX 利用機能の提供の終了）
- 2 当社は、平成 32 年 3 月 31 日をもって、WiMAX 利用機能（WiMAX 通信に係るものに限ります。）の提供を終了します。

附則（OCT 営発第 180926 号）

この改正規定は、平成 30 年 9 月 26 日から実施します。

附則（OCT 営発第 181025 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 181116 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 16 日から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、LTE 契約（次表に規定する LTE サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けた場合（その LTE 契約が、au 契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により当社の WIN 約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたもので

ある場合に限ります。)、この約款の規定に関わらず、そのLTE契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。

LTEサービスの種類
第1種LTEデュアル(タイプⅡであって、その申込みに際し、当社所定のサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものに限ります。)、第2種LTEデュアル若しくは第3種LTEデュアル又はLTEシングル

3 この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に、第1種LTEデュアルからのLTEサービスの種類の変更(前項の表に規定するLTEサービスへの変更に限ります。)の請求をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定に関わらず、その変更に係る契約移行手数料又は番号登録手数料の支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、その変更の請求があった日における最終購入端末(その請求日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。)が、当社所定のサービス取扱所において購入したVoLTEに対応していないデュアル端末である場合限り、適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第190116号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成31年1月16日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

2 平成31年1月15日までに、Netflixパック又はNetflixパック(V)(以下この附則において「本パック」といいます。)の申出があり当社が承諾している場合、その契約者回線について、次のいずれかに該当することにより本パックの適用を廃止するまでの間、料金表第1第3(データ通信料)1(適用)(3)の16又は(3)の17の規定に関わらず、本パックの定額料をそれぞれ税抜額1,000円とする取扱いを行います。

(1) 契約者から本パックの適用を廃止する申出があったとき。

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) LTE契約の解除があったとき。

(4) LTEサービスの種類の変更があったとき。

(5) auフラットプラン20又はauフラットプラン20(V)以外への特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があったとき。

(6) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあったとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第190301号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 190314 号）

この改正規定は、平成 31 年 3 月 14 日から実施します。

附則（OCT 営発第 190326 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 26 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 190401 号）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 190522 号）

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附則（OCT 営発第 190601 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制に関する改正規定（次表の部分に限ります。）は、当社が別に定める日から実施します。

料金表第 1 表第 3 （データ通信料） 1（適用）（5）の ア中、右欄の部分	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、（6）、（6）の 2 及び（6）の 3 において同じとします。において同じとします。）
	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。）
附則別紙 1 第 3 （データ通信料） 1（適用）（3）の ア中、右欄の部分	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（6）、（6）の 2 及び（6）の 3 において同じとします。において同じとします。）
	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。）

（通話料の適用に関する経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（10）の 2 のイに関する改定規定は、この改正規定実施の日以降、同欄のアに定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求を行った契約者回線について適用します。

ただし、この改正規定実施前に同料金種別（カテゴリーⅡのものに限ります。）の適用を受けている又は過去に受けていた契約者回線に係る同（10）の 2 のイの（ア）の取扱いについ

ては、なお従前とのとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とのとおりとします。

附則（OCT 営発第 190701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とのとおりとします。

附則（OCT 営発第 190726 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 7 月 26 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とのとおりとします。

附則（OCT 営発第 190901 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年 9 月 1 日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（4）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリー I	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）

(特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）の 3 及び（3）の 4 の規定に関わらず、次表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制 II	データ定額 1、データ定額 2、データ定額 3、データ定額 5、データ定額 20、データ定額 30
特定データ通信定額制 II（V）	データ定額 1（V）、データ定額 2（V）、データ定額 3（V）、データ定額 5（V）、データ定額 20（V）、データ定額 30（V）

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 平成 29 年 7 月 14 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 190903 号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 9 月 3 日から実施します。

(特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の申出を当社が承諾している契約者回線については、この改正規定実施の日において、同(26)の 3 に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 190913 号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 9 月 13 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）(17)に係る改正規定については、令和元年 10 月 1 日から実施します。

(定期LTE契約の満了に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和 2 年 2 月 29 日までの間に、次表の左欄に定める定期LTE契約が、それぞれ同表の右欄に定める定期LTE契約又は定期au契約からの契約変更又は契約移行により締結された場合、この約款の規定に関わらず、左欄の定期LTE契約は、それぞれ右欄に定める定期LTE契約又は定期au契約に係るLTEサービス又はauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

第 2 種定期LTE契約（タイプ I）	第 7 種定期LTE契約
第 7 種定期LTE契約	第 2 種定期LTE契約（タイプ I）
	第 2 種定期au契約（タイプ I）

(第 7 種定期LTE契約の契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置)

3 削除

(通話料の割引の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）(17)のアのイの①に該当する契約者回線（第 7 種定期LTE契約に係るもの又は料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(6)の適用を受けているものを除きます。）からの通話に係る同(17)に定める割引の適用については、当社所定の方法により、その料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から減ずるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 190930 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、次表に定める日から実施します。ただし、この改正規定中、プリペイド通話及び他網公衆電話の電話機から行った通話に関する改正規定については、令和元年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。

下欄以外の改正規定	令和元年 9 月 30 日が終了する時刻
新たな基本使用料の料金種別若しくは特定データ通信定額の取扱いに係る改正規定又はプリペイド通話若しくは他網公衆電話の電話機から行った通話に係る改正規定	令和元年 10 月 1 日

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（4）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 次表の左欄に定める附則の規定中、中央欄に定める規定をそれぞれ右欄の規定に改めます。

平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 2 項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間
平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 5 項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に
平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 15 項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間
平成 25 年 10 月 15 日から実施の附則第 2 項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に
平成 27 年 8 月 1 日から実施の附則第 5 項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に
令和元年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項	第 1（基本使用料等）1（適用）（4）のス	第 1（基本使用料等）1（適用）（4）

令和元年9月1日から実施の附則第3項	第3（データ通信料）1（適用）（3）の3のス及び（3）の4のス	第3（データ通信料）1（適用）（3）の3及び（3）の4
--------------------	---------------------------------	-----------------------------

附則（OCT 管発第 191025 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 1911101 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 191226 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 12 月 26 日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線（グループ 3 については、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額 1（ケータイ/V）、データ定額 2（ケータイ/V）、データ定額 3（ケータイ/V）又はデータ定額 5（ケータイ/V）に限り。）又は特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けているものに限り。）については、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（4）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	第 1 種 LTE デュアル	カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
2	第 1 種 LTE デュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン
3	第 2 種 LTE デュアル	カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
4	第 2 種 LTE デュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン

（特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置）

3 この改正規定実施の際、現に次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）の

5、(3)の6、(3)の10及び(3)の11の規定に関わらず、同表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）	データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）、データ定額5（ケータイ/V）
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）	データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）、データ定額5（ケータイ/V）

4 この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の5、(3)の6、(3)の10及び(3)の11の規定に関わらず、それぞれ同表の右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を申し込むことができます。

特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - i）
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - i）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）又はデータ定額5（ケータイ/V）に限ります。）	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）又はデータ定額5（ケータイ/V）に限ります。）

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、別記18（契約解除料の支払義務の免除）第1項第2号に定める契約解除料の支払いの免除の適用（第4種定期LTE契約から第7種定期LTE契約への契約変更に係るものに限ります。）については、当社所定の方法により、その契約変更があった日を含む料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から減ずるものとします。

（付随サービスの提供に関する経過措置）

6 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT営発第200101号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200201 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄に定める改正規定については、同表の右欄に定め日時から実施します。

海外ローミング機能定額制の利用時間区分に係る改正規定	日本時間の令和 2 年 2 月 1 日午前 0 時 00 分
海外ローミング機能定額制の利用開始の予約登録に関する改正規定	日本時間の令和 2 年 2 月 1 日午前 2 時 00 分

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200228 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 2 月 28 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 令和元年 9 月 13 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正規定実施の日から令和 2 年 2 月 29 日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 200302 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200326 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 2 年 3 月 26 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 令和元年 9 月 13 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 管発第 200401 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 200407 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 7 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 200521 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 5 月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 200602 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 2 年 6 月 2 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(23)の 2 に定める国内通話定額 2 の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限ります。）については、その料金月の翌料金月以降の a u（L T E）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（通話料の定額適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額 1 の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）であって、次表に定める基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものについては、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更（それぞれ国内通話定額 2 を選択することができるものへの変更等に限ります。）を請求する場合、同時に、国内通話定額 1 の廃止又は国内通話定額 2 への種類の変更を請求していただきます。

基本使用料の料金種別	ケータイシンプルプラン
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信段階定額制Ⅱ（ピタットプラン 4 G L T E に限ります。）

（データ M A X 定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の20に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200701 号）

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附則（OCT 営発第 200721 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年7月21日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 200728 号）

この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

附則（OCT 営発第 200801 号）

（実施時期）

- 1 この約款は、令和2年8月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 令和2年6月2日から実施の附則第4項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和2年7月31日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 201001 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和2年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データMAX 4G LTE テレビパックに関する改正規定については、令和2年10月2日から実施します。
（データ定額料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から令和2年11月30日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の23に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（データMAX 4G LTE テレビパックに係るものに限ります。）について、データMAX 4G LTE テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同（3）の23のエの規定を適用しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201023 号）

この改定規定は、令和 2 年 10 月 23 日から実施します。

附則（OCT 営発第 201101 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201104 号）

この改定規定は、令和 2 年 11 月 4 日から実施します。

附則（OCT 営発第 201120 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 2 年 12 月 16 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201201 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210122 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 1 月 22 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210201 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。
（手続きに関する料金及び UQ mobile 契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
- 2 削除
- 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210205 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 2 月 5 日から実施します。

(データ定額料の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(3)の 23 に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（対象サービスが Netfix サービスのものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同(3)の 23 に定める割引額を次表に読み替えて適用します。

割引額
Netfix サービスの月額料金と同(3)の 23 に定める Netfix サービスに係る割引額の差額が、この改正規定実施の前後で同額となる額

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210216 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 2 月 16 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210226 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 3 年 2 月 26 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置) (料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210301 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 5 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(31)に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用については、その料金月の翌料金月以降の au（LTE）通信サービスの料金から減算することにより行います。

3 削除

- 4 この改正規定実施の日から令和3年6月30日までの間、標準プラン2の適用を受けている契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みません。）であるものに限り、）の第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、一般LTE契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

標準プランの一般LTE契約と第7種定期LTE契約に係る基本使用料の差額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割りした額の差額とします。）

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

- 5 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の24に定める取扱いについては、令和2年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（その終了、継続又は変更に係るものも含みます。）については、当社が別に定めるところによります。

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものを除きます。）の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータMAX定額2の適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT営発第210310号）

この改定規定は、令和3年3月10日から実施します。

附則（OCT営発第210323号）

（実施時期）

- 1 この改定規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年3月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT営発第210401号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われたLTE契約の解除について実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 210405 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年4月5日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210408 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年4月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210415 号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年4月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210501 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年5月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210521 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年5月21日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210601 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 6 月 1 日から実施します。
 ただし、この改正規定中、電話リレーサービス料に関する改正規定については、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
 （オプション機能の終了）
- 2 当社は、令和 3 年 12 月 31 日をもって、呼出音設定機能の提供を終了します。
 （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 （その他）
- 4 令和 3 年 3 月 1 日から実施の附則第 2 項中「当社が別に定める日までの間」を「令和 3 年 5 月 31 日までの間」に、第 3 項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「令和 3 年 7 月 1 日以降に」に、第 4 項中「当社が別に定める日までの間」を「令和 3 年 6 月 30 日までの間」に、それぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 210701 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
 （料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210702 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(13)のイ	令和 3 年 9 月 2 日
海外定額対象利用速度規制	令和 3 年 9 月 2 日
海外ローミング機能の海外利用地域（海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものであって、海外ローミング機能 2 段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。）	令和 4 年 2 月 1 日

- 2 令和 3 年 7 月 2 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間、海外ローミング機能（海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものに限ります。）の海外利用地域については、別表 3 の規定に関わらず、次表のとおりとします。

海外利用地域の区分	海外利用地域
アジア	中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタ

	ン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、キューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット
ヨーロッパ	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共

	和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210715 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 7 月 15 日から実施します。
(付随サービスの終了)
- 2 当社は、令和 4 年 3 月 31 日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

附則（OCT 営発第 210720 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210806 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 6 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210818 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年8月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 令和3年2月1日から実施の附則第3項については、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 210826 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年8月26日から実施します。
(eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて行われた手続きに係るeSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料については、この約款の規定に関わらず、支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210901 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は令和3年9月1日から実施します。
(通話料の割引の終了)
- 2 当社は、令和3年9月30日をもって、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（au着信ビジネスレート）を終了します。

附則（OCT 営発第 210902 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年9月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成25年9月1日から実施の附則第12項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和3年9月1日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 210914 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年9月14日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210929 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211001 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。

下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。
備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。	

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211018 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年10月18日から実施します。
ただし、この改正規定中、次表の左欄に該当する場合のケータイシンプルプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、それぞれ同表の右欄に定める日から実施します。

この改正規定実施の際、現にケータイシンプルプランの適用を受けている場合	令和3年11月1日
データ通信総量速度規制の一時解除を選択していない場合であって、この改正規定実施の日から令和3年10月31日までの間にケータイシンプルプランの適用を開始したとき	令和3年11月1日（令和3年10月31日までにデータ通信総量速度規制の一時解除の選択があった場合は、その日とします。）

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にウォッチナンバープランの適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、

定期5G契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第211101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。
（付随サービスの提供に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以降、VKプランS（N）又はVKプランM（N）の適用を受けている契約者回線について、令和元年12月26日から実施の附則第6項について、その取扱いを行いません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第211117号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年11月17日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第211125号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年11月25日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第211130号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年11月30日から実施します。
ただし、この改定規定中、この附則の第2項から第5項に関する改定規定については、令和4年4月1日から実施します。
（LTEサービスの一部の提供終了及び経過措置）
- 2 当社は、令和4年3月31日をもって、第1種LTEデュアル（タイプIに限ります。）の提供を終了します。
- 3 前項に定める提供終了の際に締結していた第1種LTEデュアル（タイプIに限ります。）に係るLTE契約の契約者回線について、令和4年4月1日において、LTEサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、この取扱いは、令和4年4月1日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入したV o L T Eに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用しません。

4 前項に定める一時休止（以下この附則において「特定一時休止」といいます。）の取扱いは、この約款の規定に関わらず、次のとおりとします。

(1) 特定一時休止の取扱いは、令和4年4月1日から令和4年6月30日の間（以下この附則において「特定一時休止期間」といいます。）に限り、行います。

(2) 特定一時休止期間中にL T E契約者から再利用の請求又はL T E契約の解除の通知がない場合、令和4年7月1日において、L T E契約を解除します。

(3) 特定一時休止を行った契約者回線については、次表に定める料金の支払いを要しません。

支払いを要しない料金	
ア	締結していた第1種L T Eデュアルに係る定期L T E契約の契約解除料
イ	特定一時休止に係る手続きに関する料金
ウ	特定一時休止期間中に行われた再利用の請求に係る手続きに関する料金
エ	ウの再利用の請求と同時に行われたL T Eサービスの種類の変更に係る手続きに関する料金
オ	ウの再利用の請求と同時に行われた当社の5 G約款に定める5 G契約の申込みに係る契約移行手数料
カ	特定一時休止期間中の情報保管サービス料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料

5 特定一時休止期間内に再利用の請求があった場合の取扱い（前項に定めるものを除きます。）は、この約款に定めるとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

7 平成30年11月16日から実施の附則第2項及び第3項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（O C T 営発第220101号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

（w e bフィルタリングの提供終了）

2 当社は、令和4年3月31日をもって、w e bフィルタリングの提供を終了します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第220201号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220222 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 22 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 令和 4 年 2 月 22 日以降に、第 2 種定期 LTE 契約又は第 7 種定期 LTE 契約の適用を受けている LTE サービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般 LTE 契約に係る基本使用料を適用します。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般 LTE 契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題 MAX 4G DAZN パックの適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE 契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期 LTE 契約、定期 5G 契約若しくは定期 a u 契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の 5G 約款若しくは WIN 約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 令和 3 年 3 月 1 日から実施の附則第 3 項中、「料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン 2 の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータ MAX 定額 2（使い放題 MAX 4G DAZN パックを除きます。）の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則（OCT 営発第 220225 号）

この改正規定は、令和 4 年 2 月 25 日から実施します。

附則（OCT 営発第 220307 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 7 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220315 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。
(a u (L T E) 通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合、第1種L T Eデュアル(タイプIに限ります。)の提供終了時に締結していたL T E契約の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和4年4月1日からその手続きが完了する日(第2号に該当する場合は、令和4年4月の当社所定の日とします。)までの間のa u (L T E) 通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等(提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。)と同額並びに令和4年4月1日から実施の附則(OC T 営発第211130号)第4項に定める支払いを要しないこととする料金を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。
 - (1) 令和4年3月31日以前に申込みのあった端末設備の変更、L T Eサービスの種類の変更等所定の手続きの完了が令和4年4月1日以降となったとき。
 - (2) 令和4年4月1日から実施の附則(OC T 営発第211130号)に定める特定一時休止を行った契約者回線について、令和4年4月中に再利用を行ったとき。

附則(OC T 営発第220401号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和4年4月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

L T E 契約の解除に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期L T E 契約者又は第7種定期L T E 契約者からの申出によるもの(M N P を利用したものを除きます。)	令和4年4月1日以降にL T E 契約の解除の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年4月1日以降にL T E 契約の解除があったものから実施します。
L T E サービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期L T E 契約又は第7種定期L T E 契約に係るもの	令和4年4月1日以降に一時休止の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年4月1日以降に一時休止があったものから実施します。
L T E サービスの再利用に係る契約解除料の改正規定		令和4年4月1日以降に再利用の申出があったものから実施します。
備考 当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。		

(L T E サービスの種類に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により次表の左欄のL T E サービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のL T E サービスの提供を受けているものとみなします。

第1種L T Eデュアル(タイプII)	第1種L T Eデュアル
---------------------	--------------

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間、UQmⅡ契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月(以下この附則において「UQmⅡ番号移行月」といいます。)のLTE契約の基本使用料等(基本使用料及びLTE NET機能若しくはLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料に限ります。以下この附則において同じとします。)については、UQmⅡ番号移行月の初日(その料金月において、契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。)からUQmⅡ番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と第56条(基本使用料等の支払義務)の規定に基づき日割りした基本使用料等の額の差額を、UQmⅡ番号移行月の翌料金月以降のUQmobile通信サービスⅡの料金から減算する取扱いを行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 令和元年12月26日から実施の附則第6項について、「削除」に改めます。
6 令和3年2月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則(OC T 営発第220415号)

この改正規定は、令和4年4月15日から実施します。

附則(OC T 営発第220427号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年4月27日から実施します。

(契約変更に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和4年8月16日までの間、第7種定期LTE契約からの契約変更であって、当社所定のWEBサイトにて手続きを行う場合は、第8条(契約申込みの方法)第3項の規定に関わらず、一般LTE契約への契約変更を申し込むことができます。

附則(OC T 営発第220517号)

この改正規定は、令和4年5月17日から実施します。

附則(OC T 営発220601号)

(実施時期)

- 1 この改定規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和4年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発220613号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年6月13日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発 220701 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220705 号）

この改正規定は、令和4年7月5日から実施します。

附則（OCT 営発 221101 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 221211 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年12月11日から実施します。
(データ通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 221222 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和4年12月22日から実施します。
(共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置)
- 2 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のエの表	この改正規定実施の日から令和5年11月14日までの間
料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のコの(キ)	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 4 令和4年4月27日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和4年8月16日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 230113 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

- 2 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の20のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G DAZNパック	6,200 円(6,820 円)

- 3 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の25に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、）は、同（5）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN（月間プラン）	2,728 円(3,000 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 230125 号）

この改正規定は、令和5年1月25日から実施します。

附則（OCT 営発第 230201 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスターIIの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

- 2 前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターIIの電気通信回線への通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）の規定に関わらず、次表のおりとします。

- (1) (2)又は(3)以外のもの
ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 20円(税込額 22円)

イ ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 50円(税込額 55円)

- (2) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、mamorinoWatchプラン、シニアプラン又はシニアプラン(V)のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 20円(税込額 22円)

- (3) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額 50円(税込額 55円)

- 3 第1項のただし書きに定める改正規定実施までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱについて、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に係る適用額は、同(12)のアの表の規定に関わらず、次表のとおりとします。

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 10円(税込額 11円)

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

- 4 特定データ通信段階定額制Ⅱ（スマホミニプラン4Gに限ります。）の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高128kbpsとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230210号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230215 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 5 年 2 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230228 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 5 年 2 月 28 日から実施します。

（通話料の支払いに関する経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）(12)に定める定額料の支払いによる LTE プラン又は LTE プラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用を受けている契約者回線からワイドスターⅢの電気通信回線への通話（令和 5 年 2 月 28 日午後 11 時 59 分 59 秒以前に終了したものに限り）については、次表に定める料金額に基づき計算した通話料を一旦請求し、その請求した通話料と同(12)に定めるワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係る料金額に基づき計算した通話料の差額を、翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。

料金額
30 秒までごとに税抜額 161 円(税込額 177.1 円)

（その他）

3 令和 5 年 3 月 1 日から実施から実施の附則第 1 項から第 3 項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に、「第 2 種ワイドスター（株式会社 NTT ドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。）」を「ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社 NTT ドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 230329 号）

この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 5 年 3 月 29 日から実施します。

附則（OCT 営発第 230401 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和 5 年 4 月 20 日以降に行われた au（LTE）通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。

3 料金表第1表第6（手続きに関する料金）1（適用）（3）番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金と合わせて請求する場合があります。

（PHSサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定に関わらず、当社とPHS事業者（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（以下この附則において「PHSサービス」といいます。）を提供する協定事業者をいいます。）との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る電気通信設備への通話及びSMS送信に係る通話料については、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230413号）

この改正規定は、令和5年4月13日から実施します。

附則（OCT営発第230601号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 令和3年3月1日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

4 令和4年2月22日から実施の附則第2項について、次のように改めます。

2 令和4年2月22日以降に、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約の適用を受けているLTEサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般LTE契約に係る基本使用料を適用します。

附則（OCT営発第230630号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年8月30日から実施します。

ただし、Paraviベーシックプランの名称変更に関する改正規定については、令和5年6月30日午後3時から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230731号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年7月31日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230901 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データMAX定額の定額料に関する改正規定は令和5年10月1日から、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は令和5年12月1日から実施します。
(データ通信料の支払いに関する取扱い)
- 2 令和5年9月1日から令和5年9月30日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の20の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G Netflixパック (P)	6,200 円(6,820 円)
auマネ活プラン 4G Netflixパック (P)	6,200 円(6,820 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 4 令和4年12月11日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 230915 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月15日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230930 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 231001 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。
(自宅加入電話への通話料の月極割引の一部の提供終了)
- 2 当社は、令和5年12月31日をもって、自宅加入電話への通話料の月極割引(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(21)のアの表の区分(ア)及び区分(エ)に係るものに限ります。)の提供を終了します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第231023号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附則(OC T 営発第231115号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。
(その他)
- 2 令和4年12月22日から実施の附則第2項について、次のとおり改めます。
 - 2 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のエの表	この改正規定実施の日から令和5年11月14日までの間
料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のコの(キ)の規定	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

附則(OC T 営発第231201号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)、(25)、第2(通話料)1(適用)(10)の4、(21)、(27)及び(28)並びに別記37に係る改正規定については、令和6年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 令和4年4月1日から実施の附則第3項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間」に改めます。

附則(OC T 営発第231204号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年12月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT 営発第 240101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

（Qua station プラ n d s の L T E 契約の解除に関する取扱い）

2 当社は、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(30)に定める特定の L T E デュアルの契約者回線との回線群の構成の取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を受けている Qua station プラ n d s の契約者回線であって、本取扱いに係る判定用回線が 5 G 約款に定める第 2 種 5 G デュアルの契約者回線であるものについて、あらかじめ当社所定の通知を行った上で、通知を行った料金月の所定の日にその L T E 契約を解除します。

ただし、その a u（L T E）通信サービスについて利用を停止している等所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT 営発第 240112 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 3 月 1 日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する取扱い）

2 令和 6 年 1 月 12 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制 V の定額料は、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(3)の 20 のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G DAZNパック	7,500 円(8,250 円)
a u マネ活プラン 4G DAZNパック	7,500 円(8,250 円)

3 令和 6 年 1 月 12 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(3)の 25 に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、）は、同(5)のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN（月間プラン）	3,364 円(3,700 円)

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（OCT 営発第 240131 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。
ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取り扱いに関する改正規定については、令和6年2月3日より実施します。
(他の電気通信事業者への通知に関する取扱い)
- 2 令和6年1月31日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第85条（他の電気通信事業者への通知）に定める通知を行うことがあります。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240214 号）

この改正規定は、令和6年2月14日から実施します。

附則（OCT 営発第 240215 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240220 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月15日の当社所定の時刻から実施します。
(海外ローミング機能定額制の取扱い)
- 2 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(13)に定める利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合（この改正規定実施以降、新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合を除きます。）又は当社が別に定める手続きを完了していない場合、海外ローミング機能定額制の定額料及び特定海外利用地域の対象は、料金表第1表第1（基本利用料）1（適用）(13)のAの規定に関わらず、次表のとおりとします。

1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき

区分		定額料
(ア) (イ)以外の場合		980 円
(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	A B以外の場合	690 円
	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	490 円
備考 (イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。今後この対象地域は変更となる場合があります。		
アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島		

- 3 前項に該当する場合、その海外ローミング機能定額制の利用に係る海外定額対象利用に

については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の12に定める特定海外対象利用に含むものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240304 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和6年3月4日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240327 号）

この改正規定は、令和6年4月10日から実施します。

附則（OCT 営発第 240501 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、a u 国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和6年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

（a u 国際通話定額に関する取扱い）

- 2 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）（4）の2に定めるa u 国際通話定額の適用額は、同欄のアの（ウ）中「60回以内」を「50回以内」、「61回以上」を「51回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

- 3 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、a u 国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。）に係る通話先区分及び通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-1-3の（1）及び（3）の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

区分	通話先区分	料金額
		30秒までごとに次の料金額
通話料	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20円
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国	55円
	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、	65円

<p>インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア</p>	
<p>アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ</p>	<p>85 円</p>

	島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国	
	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	95 円
	国際ネットワーク 1	65 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240601 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 6 年 6 月 1 日以降に LTE 契約の申込み（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、LTE 契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240701 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、Q u a s t a t i o n プラ ン d s の選択又は同料金種別
への変更に関する改正規定については、令和 6 年 7 月 18 日より実施します。
（Q u a s t a t i o n プラ ン d s の提供終了）
- 2 当社は、令和 6 年 12 月 19 日をもって、Q u a s t a t i o n プラ ン d s の提供を
終了します。
- 3 当社は、令和 6 年 12 月 20 日に、前項に定める提供終了の際に締結していた Q u a s
t a t i o n プラ ン d s に係る L T E 契約を解除します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240718 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 6 年 7 月 18 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。